

平成27年度
水道水質管理向上手法に関する調査業務

平成28年3月31日
株式会社三菱化学テクノリサーチ

目 次

1	調査目的と方法.....	1
1.1.	調査の背景.....	1
1.1.1.	統計資料とヒアリング調査からの現状分析.....	1
1.1.2.	簡易専用水道 法定点検受検率向上のベンチマーキング検討.....	5
1.2.	調査の目的.....	7
1.3.	調査の方法.....	7
2	水道水質関連調査のデータ解析.....	7
2.1.	法定点検受検状況.....	7
2.2.	受検率の相関性分析.....	14
2.2.1.	受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性.....	14
2.2.2.	受検率と立ち入り検査数との相関性.....	15
2.2.3.	受検率と改善指導との相関性.....	15
2.2.4.	受検率と検査受検率の向上及び維持管理適正化のための施策との相関性.....	16
2.2.5.	受検率と未受検施設の設置者に対する指導方法との相関性.....	17
2.2.6.	受検率と設置情報の共有との相関性.....	18
2.2.7.	受検率と代行報告との相関性.....	19
2.2.8.	受検率と検査受検の確認方法との相関性.....	20
2.2.9.	まとめ.....	20
3	貯水槽水道の受検率把握方法の改善に向けた検討.....	21
3.1.	アンケート調査対象.....	21
3.1.1.	パターン1：受検率が徐々に上昇或いは下落している自治体.....	21
3.1.2.	パターン2：高い或いは低い受検率を維持している自治体.....	22
3.1.3.	パターン3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している自治体.....	23
3.2.	アンケート調査票の作成.....	24
3.3.	アンケート調査分析.....	25
3.3.1.	所管地域の貯水槽水道の管理状況について.....	25
3.3.2.	「水道水質関連調査」について.....	26
3.3.3.	対象施設の把握について.....	31
3.3.4.	検査実施施設の把握について.....	33
3.3.5.	貯水槽水道の受検率向上について.....	34
4	貯水槽水道の受検率向上に向けた検討及び管理指針（案）の作成.....	36
4.1.	貯水槽水道の受検率向上に向けた検討.....	36
4.1.1.	「水道水質関連調査」の精度の向上.....	36
4.1.2.	貯水槽水道の設置状況の把握.....	37
4.1.3.	貯水槽水道の受検施設状況の把握.....	40
4.1.4.	貯水槽水道の設置者の啓発.....	43

4.1.5.	貯水槽水道の未受検施設への指導.....	44
4.2.	管理指針（案）の作成.....	47
5	ベンチマーキング手法の貯水槽水道への適用についての検討.....	51
5.1.	自治体を主体とした場合.....	51
5.1.1.	貯水槽水道の設置状況の把握.....	51
5.1.2.	貯水槽水道の受検施設状況の把握.....	51
5.1.3.	貯水槽水道の設置者の啓発.....	51
5.1.4.	貯水槽水道の未受検施設への指導.....	52
5.1.5.	「水道水質関連調査」の精度の向上.....	52
5.2.	水道事業者を主体とした場合.....	53
5.2.1.	貯水槽水道の設置状況の把握.....	53
5.2.2.	貯水槽水道の受検施設状況の把握.....	53
5.2.3.	貯水槽水道の設置者の啓発.....	53
5.2.4.	貯水槽水道の未受検施設への指導.....	53
5.2.5.	「水道水質関連調査」の精度の向上.....	53
5.3.	簡易専用水道検査機関を主体とした場合.....	54
5.3.1.	貯水槽水道の設置状況の把握.....	54
5.3.2.	貯水槽水道の受検施設状況の把握.....	54
5.3.3.	貯水槽水道の設置者の啓発.....	54
5.3.4.	貯水槽水道の未受検施設への指導.....	54
5.3.5.	「水道水質関連調査」の精度の向上.....	54
5.4.	設置者を主体とした場合.....	55
5.4.1.	貯水槽水道の設置状況の把握.....	55
5.4.2.	貯水槽水道の受検施設状況の把握.....	55
5.4.3.	貯水槽水道の設置者の啓発.....	55
5.4.4.	貯水槽水道の未受検施設への指導.....	55
5.4.5.	「水道水質関連調査」の精度の向上.....	55
6	今後の課題.....	55
7	付録.....	56
7.1.	添付資料1 アンケート調査票.....	56
7.2.	添付資料3 都道府県の貯水槽水道に関する指導権限の移譲状況（平成28年3月現在）.....	60

平成 27 年度

水道水質管理向上手法に関する調査業務

1 調査目的と方法

1.1. 調査の背景

昨年度の「平成 26 年度 水道水質管理におけるベンチマーキングの導入等に関する調査」は、水道水質管理水準の向上を図るため、優良事例や標準との比較分析によりパフォーマンス改善を促すベンチマーキング手法の水道水質管理への導入方法について検討をおこなった。

以下、昨年度の調査概要を記述する。

1.1.1. 統計資料とヒアリング調査からの現状分析

まず、検討の前提として、水道統計等の分析から簡易専用水道管理の現状を調査した。

その結果、下記のようなことが分かった。

1.1.1.1. 受検率の低い地域の存在

簡易専用水道の把握受検率は、若干の低下傾向を示しながら全国平均では 80%程度になっている。

しかし、各地方自治体レベルでみると数%~100%以上まで開きがあり、ほとんどの地域は横ばい状態にある。言い換えれば、受検率 10%未満という極端に受検率の低い地域以外にも半数以上が未受検とされる地域も相当有り、受検率の低い地域に改善の傾向はほとんど見られないという事が明らかとなった。

法定点検という観点からは、全国平均の 80%も十分とは言えない。

加えて、地域差が顕著であることも課題と見られる。

さらに、極端に受検率の低い地域にあっても、改善の傾向が見られない事も課題と見られる。

1.1.1.2. 受検率の信頼性における課題

受検率に開きがある事が、地域特性や何らかの行政施策上の事情や取り組みの差によるものではないかという事が本件調査の一つのテーマであったが、それ以前に、受検率の信頼性に課題のある事が明らかとなった。

100%を超えるデータも含まれ、対象施設数の把握、検査済み施設数の把握が正確になされていない事が統計資料上でも明らかとなった。

図表1 検査実施施設数の差異

自治体名	【各自治体への水道水質関連調査より】				登録検査機関への簡易専用水道の管理の検査に関する調査より		受検率 (%) ②/①	
	各自治体把握施設数①	各自治体把握検査実施数②	【②の内訳】 地方公共団体 検査施設数③	【②の内訳】 登録検査機関 検査施設数④	登録検査機関 が回答した 検査施設数⑤	③+④		④-⑤
e	569	570	0	570	575	570	-5	100.2
f	1,239	571	119	446	1,108	565	-662	46.1
bp	8,153	6,940	0	6,940	8,374	6,940	-1,434	85.1
ea	478	41	41	0	370	41	-370	8.6

このことから、100%以上や 10%以下の受検率など、有りえない、あるいは、行政として放置できないとみられるデータを提出する状況から簡易専用水道水に対する自治体の関心の薄さを見て取ることが

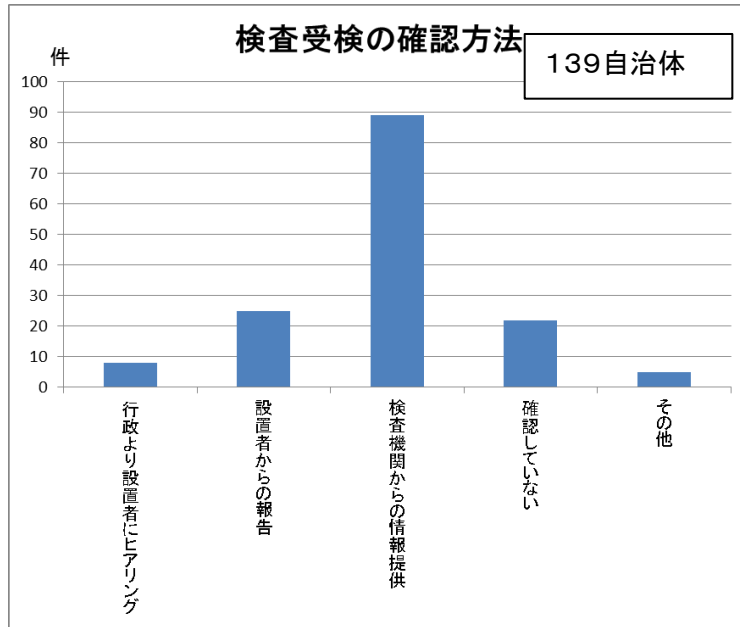
できた。

また、対象施設の把握方法、受検済み施設の把握方法に、現実的な課題がある事が想定された。

そこで、水道統計と合わせて行われるアンケート結果を検証し、下記の様な状況が明らかとなった。

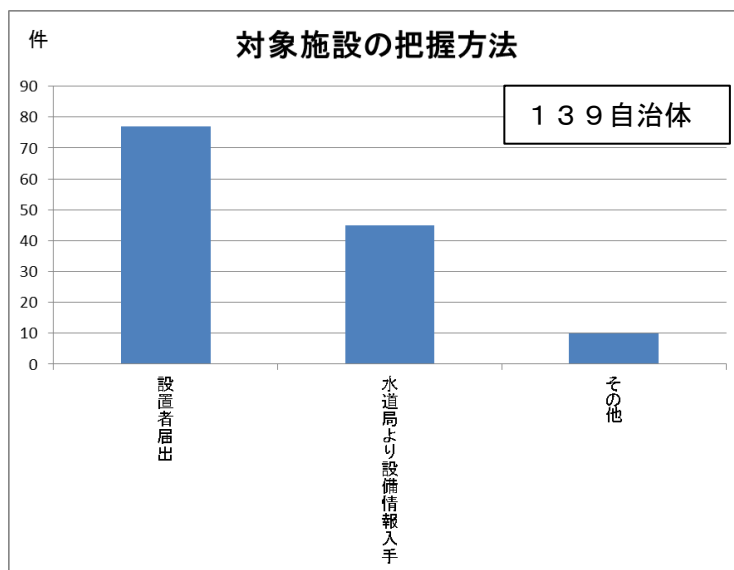
検査実施施設数の把握は、登録検査機関からの情報提供とするものが多いが、言い換えれば、50件程度の自治体は登録検査機関に確認していない。また、(どこにも)確認していないという回答も20件程度あった。

図表2 検査実施施設の確認方法



対象施設数の把握方法は、主に簡易専用水道の設置などの届出と水道局からの情報提供による回答が多い。設置者からの届出のない自治体があり、水道局からの設備情報を入手している自治体は三分の一程度である。届出制度のない地域や水道局からの情報提供のない地域であれば、簡易専用水道の実態を正確に把握する事が困難であると考えられた。

図表3 対象施設把握方法

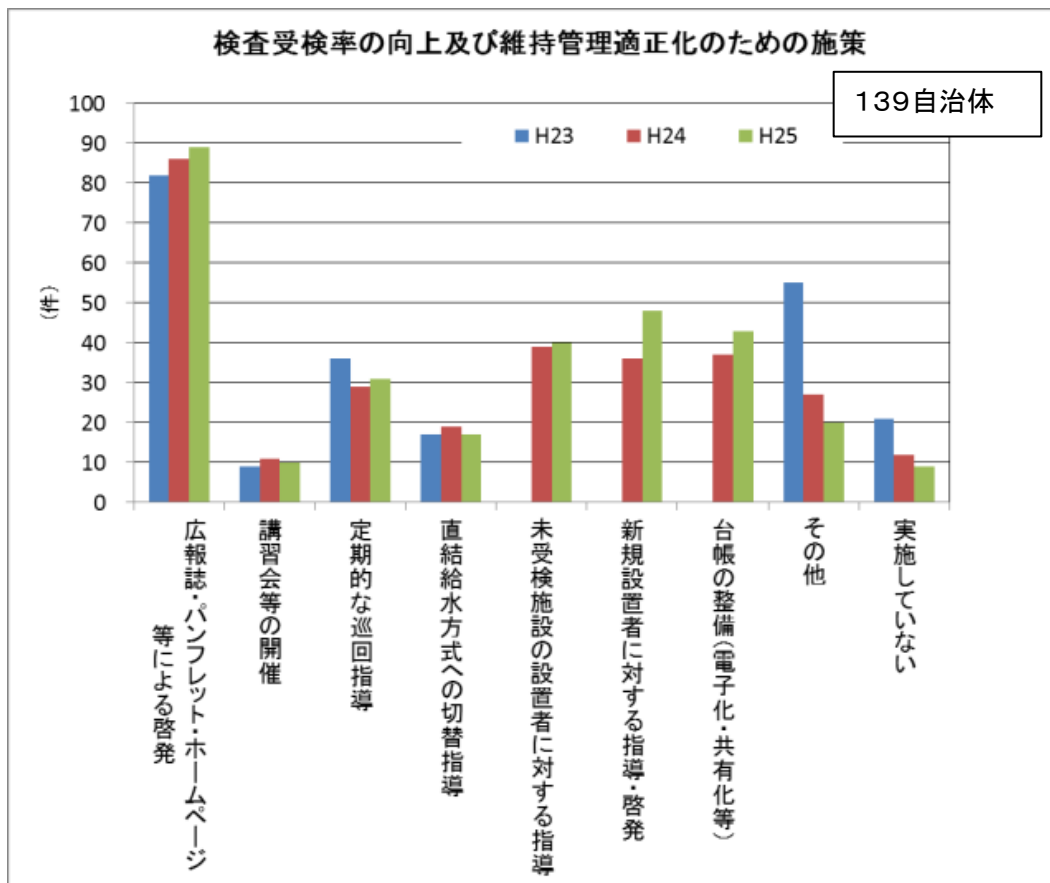


1.1.1.3. 受検率向上の取り組み

さらに、水道統計と合わせて行われるアンケート結果から各自治体の受検率向上に向けた取り組みを調べた。

ほとんどの自治体が、広報誌・パンフレット・ホームページなどによる啓発に留まり、設置者に直接働きかける対策を取っている自治体は少なく、設置者が、自らの責務を理解する機会や法定点検の未実施の状況を改める機会は少ないと見られた。

図表4 受検率向上の為の施策



これらの受検率向上に熱心な取り組みがある事は、ヒアリング等を通じて確認された。

以上の様なデータ上で捉えられた状況の裏付けとベストプラクティスとなる事例を求めてヒアリングを行った。その結果は以下の通りである。

参考事例① 対象施設・検査実施施設数、検査を実施していない施設の把握

E 市水道局は、簡易専用水道よりも数の多い小規模貯水槽について、市内全域を対象に全数調査点検を実施している。

○ 対象施設件数

小規模貯水槽：約 18,000 基（公共施設等の貯水槽を除く）

○ 施設把握方法

従来から、供給開始契約・給水開始にあたって建物の設備に関する調査も行っており、それを反映した台帳が整備されている。簡易専用水道や小規模貯水槽の対象施設は把握している。

○ 実施方法

平成 20 年度からアンケートによる管理状況の把握。その後、現地点検調査を始めた。平成 25 年度

から4年間の計画で、残りの調査対象が1万件程度の点検調査を実施する予定である。

○ 予算

年間2500件を調査対象として、水道局担当者 要員8人役×4年の予定である。

○ 効果

問題のある施設はあり、是正指導を行っている。水質異常のある場合は、保健所と協力している。

(E市の取り組み)

○ 簡易専用水道の設置・改造・廃止届出に基づく台帳を作成し、水道局からの情報提供を受けて、設備変更や停止、届出の遺漏などを整備している。

○ 登録検査機関より、受検情報を受けて、受検状況を把握している。検査を実施していない施設も把握できている。

○ 検査を実施していない施設に対しては、保健所を通じて指導を行っている。

○ 市・担当課は、検査を実施していない施設の指導進捗状況の報告を受けて、進捗管理を行っている。

参考事例② 設置者への啓発・指導

A市は、検査を実施していない施設に対する指導、設置者への啓発に、積極的に取り組んでいる。

A市 簡易専用水道対象施設： 約8,000件 検査実施施設：約6500件

検査を実施していない施設：約1,500件

検査を実施していない施設への訪問指導： 約400件 電話指導： 約400件（平成24年度）

検査を実施していない施設約1,500件程度に対して、約800件の検査を実施していない施設に直接指導を行っている。

○ 検査を実施していない施設の把握方法

簡易専用水道設置・改造・廃止の届出に基づき台帳を作成し、対象施設を把握している。

検査実施施設は、登録検査機関より、定期的に受検報告を受けている。

設備台帳と受検報告から検査を実施していない施設を抽出し、翌年度、指導に入る。

○ 立入検査実施方法

A市保健所の下部組織に、5つの生活衛生監視事務所があり、地域を5分割して所管している。

各事務所が、所管地域の保健衛生活動の中で、簡易専用水道の受検勧奨を実施している。各生活衛生監視事務所の環境衛生監視員が、その他の保健衛生業務とともに、通常業務の一部としてこなしている。

○ 講習会等の実施

A市保健所主催（単独開催）で講習会を実施している。簡易専用水道を対象に年2回、小規模貯水槽を対象に年3回実施している。対象設備を持つすべての施設に案内を出しており、平均的に200名程度の参加があり、多い時には400名程度の参加がある。

講習会を開催して、設置者の啓発に努めている自治体は、全国に10程度しかない。

参考事例③ 条例・要綱等の整備

B区では、ハガキ型の受検報告書を制作し、地域の登録検査機関に配布し、受検するごとに、そのハガキを用いて受検報告を郵送することになっている。水道法施行に関わる細則等にて、設置者に簡易専用水道法定検査の受検報告を区長に上げることを明示してある。細則に示す通り、検査における不適合や水質異常などだけを対象とした報告ではなく、検査の実施（受検）を報告する「簡易専用水道受検報告書」である。

この受検報告は、必ずしも設置者が送付するのではなく、登録検査機関が回収して、代理報告されている事もできる為、実質的に、ほぼすべてが登録検査機関によって回収・提出されている。

B区水道法施行細則

(受検等の報告)

設置者は、簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、区長に報告するものとする。

設置者は、前項の検査を受け、検査を行なった者から特に衛生上問題があるとして、区長にその旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに区長に報告するものとする。

年 月 日
<p>〇〇保健所長 あて</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人又は組合にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p>
<p>簡易専用水道受検報告書</p> <p>水道法第34条の2第2項の規定により簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたので、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 施設の名称</p> <p>2 簡易専用水道の所在地</p> <p>3 受検した登録検査機関の名称</p> <p>4 判定基準に適合しなかった事項 無・有 (指摘番号を記入)</p>
<p>5 検査年月日</p> <p>6 連絡先 氏名 電話番号</p>

ヒアリングによって、対象施設や検査済み施設の把握の具体的な手法、講習会や立ち入り検査などの取組がある事が明らかとなり、受検率の低い自治体に対するモデル事例ともなった。

以上のような調査を通じて、①受検率の信頼性向上、②受検率に対する自治体の関心を高める、③設置者の啓発に対する具体的な取り組みが、今後の検討テーマとして示された。

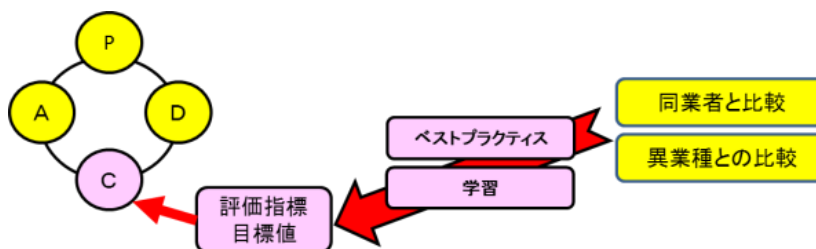
1.1.2. 簡易専用水道 法定点検受検率向上のベンチマーキング検討

昨年度の調査においては、下記の様なベンチマーキング手法による検討を行った。

1.1.2.1. ベンチマーキングの取り組み

先にも述べたが、ベンチマーキングは、経営や業務・ビジネスプロセスの非効率な部分を改善するため、他分野における優良事例（ベストプラクティス）を探し出して分析し、それを指標（ベンチマーク）に自社の活動を測定・評価して、変革を進める経営改善手法のことである。

図表5 ベンチマーキング



ベンチマーキングの本質は、ベストプラクティスに学び、変革につながる目標設定を持ってPDCAを

回すことである。言い換えれば、ベストプラクティスに学ぶことにより、より高い目標設定とそれを達成する方法を見出し、計画に反映させて、実行、ベンチマークに基づく確認、対策を行う事である。

昨年度においては、統計資料とヒアリング調査からの現状分析に基づき、受検率の低さと地域格差を課題と捉え、目標を「全国一律の受検率 80%」として、「目標受検率を達成した自治体の割合」として、100%達成をベンチマークとした。

次に、このベンチマークの達成する方法を、ベンチマーク手法を用いて検討した。

1.1.2.2. ベストプラクティスによるベンチマークの検討

ベンチマーキングの本質は、ベストプラクティスを学習することにより、より高い目標を達成する事にある。

まず、同業との比較として、二つの自治体の比較を行った。

図表6 ベストプラクティス検討(同業者)

××市	〇〇市
<p>◎ 受検率 40%</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 届出制度、検査機関情報提供なし 対象施設数、検査済み施設数が十分把握できていない ● 台帳が整備不十分 ● 防止策 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページによる情報提供 ・ 問題ある施設への立入指導 	<p>◎ 受検率 80%</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 届出制、検査機関からの情報収集で十分把握できている ● 届出の台帳作成。水道局の情報提供を受けて整備。 ● 防止策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所による、未受検施設設置者への電話・訪問指導 ・ 講習会開催(年2回) ・ 問題ある施設への立入指導

ヒアリング等での情報に基づき、受検率を引き上げる取組方法がある事は見出されている。

課題としては、現状の正確な把握(対象施設、実施済施設、未受検施設の把握)、防止策としての、未受検者に対する指導、あるいは、啓発である。手法例については、上の図に示した通りである。

異業種との比較として、自動車の車検制度との比較も行った。これは、管理システムの比較であり、具体的な表現をすれば、受検率の地域間格差ではなく、全体的に80%以上の受検率を目指すための手法検討である。

図表7 ベストプラクティス(異業種)

簡易専用水道定期検査	車検
<p>◎ 受検率 78.7%</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象施設数、検査済み施設数が十分把握できていない ● 台帳が整備不十分 ● 罰則100万円以下(定期検査未受検) 30万円以下(立入拒否、虚偽報告等) ● 防止策(各自治体で対応が異なる) <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話・文書・訪問による指導 ・ 条例・要綱・手引きなどの制定 ・ 問題のある施設への立入検査 など 	<p>◎ 受検率 95%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登録制度。ほぼ、完全に把握。 ● 自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS) ● ステッカー ● 罰則 30万円以下の罰金、または、6か月以下の懲役 ● 防止策(国の施策) <ul style="list-style-type: none"> ・ はがきによる警告 ・ ガソリンスタンド等への協力依頼 ・ ステッカーの視認性改良検討 ・ 国土交通省立ち入り、警察の取り締まり ・ 駐車場監視員・指導員の巡回 など

図表 7 に示した通り、登録制度のある自動車と比べれば、現状の把握、防止対策においても、管理レベルに大きな隔りがある。

しかし、車検と簡易専用水道の定期検査では、リスクのレベルが異なり、車検並みの予算をかけて、約 80%近いレベルのものを 100%近くに引き上げる必要があるかといった事を判断する必要がある。

昨年度は、これらの検討から、地域間格差に対して、受検率の低い地域にも改善に取り組む対策がある事を示した。また、全体的な受検率引き上げに必要なことも示された。

しかし、これを受けて、どこがどのような取り組みを行うかを定めるには、実態把握を踏まえ、具体的な受検率向上の取り組みと合わせて検討する必要がある。

1.2. 調査の目的

上記背景を踏まえて、水道水質管理水準の向上を図るため、貯水槽水道（簡易専用水道及び小規模貯水槽水道）の受検率把握方法の改善及び受検率向上に向け、自治体における適切な貯水槽水道の管理指針（案）の検討、並びに貯水槽水道の管理に関する指標の設定について検討した。

1.3. 調査の方法

厚生労働省で実施した平成 23～26 年度の「水道水質関連調査」及び「簡易専用水道の管理に関する調査」のデータの解析、昨年度の報告書及び関係者へのヒアリング調査を通じて、水道水質管理向上の手法を検討した。

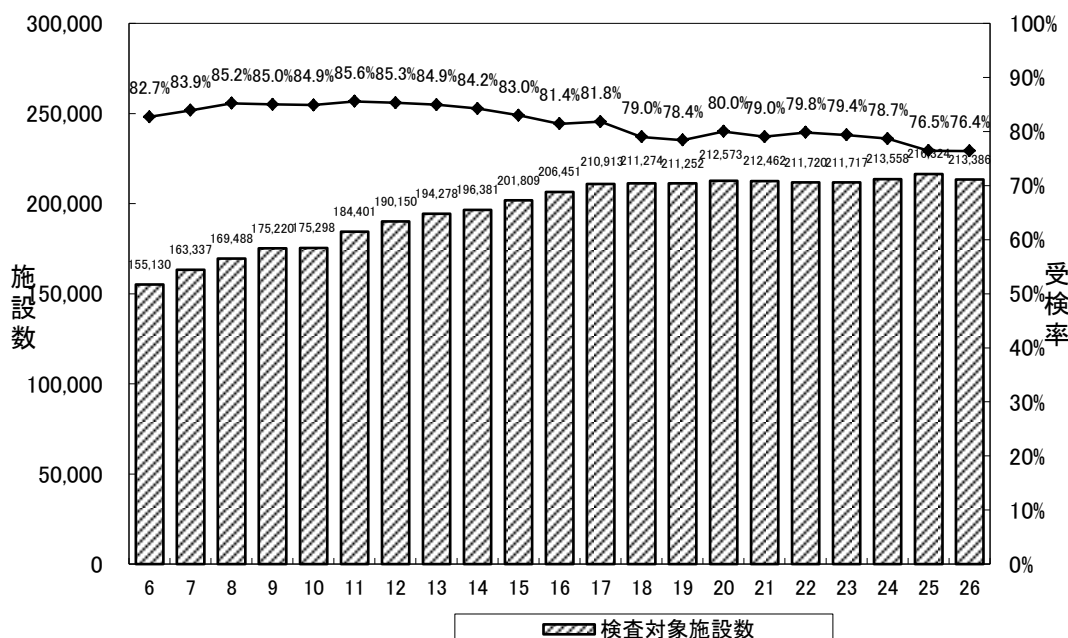
2 水道水質関連調査のデータ解析

2.1. 法定点検受検状況

下図は、平成 6 年から平成 26 年までの検査対象施設数と検査受検率を示したものである。昨年度の対象施設数は平成 25 年度と比べて、3,000 カ所ぐらい減少し、受検率もわずかながら 0.1%下落して 76.4%になり、数年連続の減少となった。

そのため、どのように受検率の漸減を防いで、受検率を向上させるかを解析する必要がある。

図表8 対象施設数と受検率の変化



次に、水道事業を所管する都道府県・保健所設置市、特別区の衛生部局ごとにまとめた受検率を下記に示す。法定点検は100%実施されてしかるべきであるが、60%以下の所も散見される。また、「水道水質関連調査」と「簡易専用水道の管理に関する調査」における登録機関による検査実施施設数も同じであるはずだが、ほとんど異なっており、検査実施施設数の把握の仕方の改善が課題となっている。

図表9 各自治体の受検率

自治体	平成 24 年度					平成 25 年度					平成 26 年度				
	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用
	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)
a	2,462	1,516	612	61.6	786	2,908	1,843	614	63.4	864	2,538	1,644	612	64.8	925
b	852	796	826	93.4	829	839	777	777	92.6	815	837	757	757	90.4	809
c	918	680	538	74.1	795	883	690	690	78.1	698	884	717	717	81.1	844
d	1,675	1,270	1,270	75.8	975	1,743	1,353	1,352	77.6	1,400	1,774	1,443	1,442	81.3	1,466
e	569	570	570	100.2	575	623	560	555	89.9	567	632	540	508	85.4	559
f	1,239	571	446	46.1	1,108	1,134	508	448	44.8	956	1,216	518	527	42.6	1,104
g	1,706	1,266	1,266	74.2	1,318	1,759	1,297	1,297	73.7	1,262	1,871	1,264	1,264	67.6	1,318
h	3,567	2,602	2,602	72.9	2,723	3,532	2,602	2,602	73.7	2,711	3,566	2,649	2,649	74.3	1,878
i	2,020	1,230	1,230	60.9	1,238	2,017	1,226	1,226	60.8	1,259	2,029	1,230	1,230	60.6	1,267
j	1,543	1,140	1,136	73.9	1,186	1,635	1,144	1,137	70.0	1,119	1,547	1,093	1,090	70.7	1,147
k	10,586	7,036	7,036	66.5	7,072	10,676	7,117	7,117	66.7	7,178	10,745	7,149	7,149	66.5	7,715
l	5,453	4,812	4,812	88.2	4,767	5,445	3,684	6,390	67.7	4,801	5,401	4,289	4,289	79.4	4,516
m	7,356	7,100	4,108	96.5	4,178	7,271	6,949	3,933	95.6	4,001	7,202	6,841	3,823	95.0	3,907
n	4,186	3,758	3,758	89.8	3,645	4,294	2,754	2,675	64.1	3,787	4,328	2,812	2,790	65.0	4,228
o	1,815	1,370	1,370	75.5	1,511	1,795	1,369	1,370	76.3	1,441	1,856	1,397	1,371	75.3	2,029
p	558	397	381	71.1	426	565	444	370	78.6	422	574	446	372	77.7	426
q	618	453	401	73.3	260	625	447	447	71.5	454	627	422	408	67.3	471
r	834	583	583	69.9	582	655	164	155	25.0	585	660	326	325	49.4	603
s	1,517	1,099	1,099	72.4	1,115	1,464	896	891	61.2	1,102	1,419	2,051	1,773	144.5	1,143
t	1,684	1,283	1,283	76.2	1,397	2,087	1,429	1,429	68.5	1,431	2,098	1,418	1,418	67.6	1,443
u	1,331	1,246	1,178	93.6	1,287	1,356	1,206	1,206	88.9	1,282	1,381	1,179	1,243	85.4	1,508
v	3,626	2,578	2,578	71.1	2,751	3,822	3,105	3,107	81.2	2,774	3,771	2,830	2,830	75.0	3,650

自治体	平成 24 年度					平成 25 年度					平成 26 年度				
	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用
	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)
w	4,632	4,197	4,197	90.6	4,396	5,155	3,948	3,950	76.6	4,227	5,119	3,684	3,603	72.0	9,446
x	1,777	1,284	1,284	72.3	1,186	1,727	1,098	1,074	63.6	1,187	1,770	1,128	1,117	63.7	1,131
y	1,790	1,243	1,243	69.4	1,300	1,903	1,297	1,294	68.2	1,300	1,923	1,263	1,263	65.7	261
z	1,865	1,307	1,303	70.1	1,292	1,867	1,351	1,350	72.4	1,333	1,883	1,311	1,310	69.6	439
aa	6,787	4,878	4,878	71.9	5,357	7,068	4,967	4,967	70.3	5,327	6,952	5,054	5,054	72.7	5,468
ab	4,363	3,837	3,796	87.9	3,832	4,256	3,742	3,606	87.9	3,851	4,245	3,615	3,598	85.2	4,009
ac	1,079	1,056	988	97.9	985	1,633	1,030	968	63.1	1,004	2,388	2,507	1,944	105.0	1,441
ad	532	509	9	95.7	5	528	500	6	94.7	12	439	305	10	69.5	19
ae	852	812	777	95.3	793	732	562	557	76.8	806	724	570	566	78.7	819
af	940	773	770	82.2	770	952	793	788	83.3	791	956	779	779	81.5	795
ag	573	483	483	84.3	483	545	490	490	89.9	485	561	488	488	87.0	488
ah	1,415	1,189	1,189	84.0	1,261	1,424	1,197	1,197	84.1	1,221	1,419	1,162	1,162	81.9	1,424
ai	1,225	814	814	66.4	833	1,221	792	790	64.9	812	1,239	817	778	65.9	818
aj	1,132	646	646	57.1	646	1,138	642	638	56.4	641	1,105	651	651	58.9	789
ak	777	593	557	76.3	617	858	545	545	63.5	630	848	506	459	59.7	633
al	1,409	766	750	54.4	886	1,450	760	524	52.4	895	1,492	751	670	50.3	867
am	296	270	280	91.2	280	294	282	282	95.9	339	223	208	188	93.3	276
an	1,455	1,442	1,442	99.1	1,604	2,236	1,506	1,506	67.4	1,690	2,308	1,557	1,515	67.5	2,482
ao	1,283	1,059	1,059	82.5	1,146	1,249	1,042	1,042	83.4	1,153	1,275	1,051	1,048	82.4	1,156
ap	639	539	529	84.4	505	667	563	557	84.4	493	657	557	552	84.8	521
aq	485	435	435	89.7	458	516	457	440	88.6	466	474	381	334	80.4	526
ar	978	567	567	58.0	571	791	585	585	74.0	594	753	594	571	78.9	588
as	525	338	338	64.4	338	521	335	335	64.3	362	488	312	331	63.9	331
at	864	845	845	97.8	853	855	840	840	98.2	848	850	834	834	98.1	842
au	2,872	2,726	2,726	94.9	2,730	1,841	1,793	1,793	97.4	1,794	1,876	1,764	1,760	94.0	117
av	3,603	2,940	2,940	81.6	3,042	3,531	2,938	2,938	83.2	3,198	3,479	2,835	2,835	81.5	3,129
aw	483	320	320	66.3	428	478	322	322	67.4	429	469	331	331	70.6	428

自治体	平成 24 年度					平成 25 年度					平成 26 年度				
	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用
	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)
ax	233	217	90	93.1	94	230	213	88	92.6	90	230	216	96	93.9	100
ay	450	349	329	77.6	378	448	353	353	78.8	371	449	327	327	72.8	386
az	459	366	366	79.7	372	442	352	352	79.6	368	446	352	352	78.9	368
ba	806	546	546	67.7	494	814	546	546	67.1	379	818	539	539	65.9	503
bb	4,068	2,944	2,944	72.4	3,045	3,980	3,033	3,033	76.2	3,238	3,911	3,087	3,235	78.9	2,876
bc	521	459	459	88.1	459	828	721	452	87.1	451	550	443	446	80.5	451
bd	754	528	528	70.0	428	745	550	550	73.8	533	737	546	546	74.1	556
be	459	377	377	82.1	286	454	391	391	86.1	387	457	388	388	84.9	398
bf	1,261	785	785	62.3	796	1,258	792	792	63.0	811	1,263	805	805	63.7	808
bg	763	409	409	53.6	445	508	392	392	77.2	399	510	388	388	76.1	388
bh	506	376	376	74.3	405	508	394	394	77.6	384	511	393	393	76.9	373
bi	2,987	1,993	1,993	66.7	1,988	3,024	1,979	1,979	65.4	1,987	2,988	1,973	1,944	66.0	1,454
bj	810	587	587	72.5	589	817	590	590	72.2	590	828	588	588	71.0	591
bk	1,611	1,369	1,369	85.0	1,323	1,613	1,344	0	83.3	1,441	1,611	1,314	1,314	81.6	1,156
bl	1,129	858	863	76.0	827	1,128	857	0	76.0	897	1,128	846	846	75.0	802
bm	564	514	514	91.1	518	571	505	0	88.4	504	567	502	502	88.5	509
bn	763	669	573	87.7	577	756	652	569	86.2	569	749	666	570	88.9	625
bo	521	479	400	91.9	388	509	456	378	89.6	384	493	437	357	88.6	375
bp	8,153	6,940	6,940	85.1	8,374	7,855	6,658	6,658	84.8	6,817	7,631	6,621	6,621	86.8	3,840
bq	3,115	2,896	2,896	93.0	2,811	2,998	2,828	2,828	94.3	2,839	2,909	2,700	2,728	92.8	2,122
br	1,116	989	989	88.6	1,073	1,114	1,061	1,061	95.2	1,106	1,116	1,010	1,010	90.5	938
bs	612	404	404	66.0	441	596	411	411	69.0	450	589	409	409	69.4	938
bt	923	642	642	69.6	674	925	670	670	72.4	697	934	648	648	69.4	649
bu	1,528	1,387	1,387	90.8	1,419	1,521	1,389	1,389	91.3	1,322	1,529	1,405	1,405	91.9	909
bv	462	411	425	89.0	414	463	418	418	90.3	417	467	420	420	89.9	420
bw	486	461	461	94.9	461	491	461	461	93.9	461	493	466	466	94.5	467
bx	454	311	311	68.5	420	461	341	341	74.0	427	480	415	415	86.5	420

自治体	平成 24 年度					平成 25 年度					平成 26 年度				
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)
	by	401	408	408	101.7	417	403	392	392	97.3	408	405	391	426	96.5
bz	4,192	1,249	1,249	29.8	1,402	4,226	1,277	1,277	30.2	1,405	4,238	1,265	1,265	29.8	844
ca	1,104	972	972	88.0	1,048	1,110	987	987	88.9	1,354	1,105	960	960	86.9	664
cb	5,530	4,825	4,825	87.3	5,136	5,473	4,744	4,744	86.7	4,763	5,435	4,699	4,699	86.5	115
cc	562	414	414	73.7	470	568	447	447	78.7	468	567	405	405	71.4	463
cd	608	401	401	66.0	486	583	389	389	66.7	485	608	404	404	66.4	379
ce	609	362	362	59.4	492	607	441	441	72.7	444	608	440	440	72.4	482
cf	245	204	113	83.3	216	249	202	202	81.1	208	252	205	205	81.3	208
cg	693	554	554	79.9	566	689	542	542	78.7	542	694	528	528	76.1	108
ch	3,708	3,327	3,327	89.7	3,317	3,709	3,303	3,303	89.1	3,288	3,643	3,268	3,268	89.7	1,623
ci	7,872	6,457	6,457	82.0	6,751	7,785	6,397	6,397	82.2	6,567	7,724	6,298	6,298	81.5	5,923
cj	1,235	1,053	1,053	85.3	1,107	1,228	1,056	1,056	86.0	973	1,237	1,038	1,038	83.9	439
ck	865	629	629	72.7	688	818	665	665	81.3	672	802	664	664	82.8	227
cl	300	264	264	88.0	308	297	268	268	90.2	269	292	265	265	90.8	86
cm	839	704	704	83.9	738	853	697	697	81.7	697	873	726	726	83.2	544
cn	2,737	2,250	2,250	82.2	2,212	2,638	2,159	2,159	81.8	2,232	2,737	2,144	2,144	78.3	1,979
co	1,143	1,127	1,127	98.6	1,123	1,155	1,131	1,131	97.9	1,173	1,144	1,094	1,094	95.6	1,135
cp	969	748	748	77.2	754	980	749	749	76.4	744	927	702	702	75.7	753
cq	1,337	1,166	1,166	87.2	1,172	1,339	1,158	1,158	86.5	1,188	1,348	1,150	1,150	85.3	1,163
cr	642	565	497	88.0	494	645	585	524	90.7	529	730	571	782	78.2	472
cs	677	564	1	83.3	19	674	578	15	85.8	20	671	560	9	83.5	29
ct	1,175	1,050	1,050	89.4	1,051	1,179	1,051	1,051	89.1	1,051	1,183	1,052	1,052	88.9	1,052
cu	475	441	441	92.8	441	486	440	440	90.5	440	488	444	444	91.0	444
cv	2,711	2,417	2,417	89.2	2,488	2,712	2,328	2,328	85.8	2,477	2,702	2,292	2,292	84.8	4,727
cw	440	328	328	74.5	342	444	340	340	76.6	355	449	338	338	75.3	354
cx	679	497	497	73.2	523	654	492	492	75.2	515	660	481	481	72.9	504
cy	509	336	336	66.0	417	517	335	335	64.8	341	524	333	333	63.5	333

自治体	平成 24 年度					平成 25 年度					平成 26 年度				
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)
	cz	871	870	870	99.9	936	882	877	877	99.4	951	872	867	867	99.4
da	1,127	479	479	42.5	626	1,096	566	566	51.6	597	1,129	621	621	55.0	636
db	497	479	479	96.4	479	730	482	482	66.0	518	821	478	478	58.2	478
dc	2,671	1,980	1,980	74.1	2,019	2,655	1,882	1,882	70.9	1,918	2,632	1,861	1,861	70.7	1,199
dd	4,591	4,030	4,030	87.8	4,161	4,539	4,117	4,117	90.7	4,261	4,510	4,156	4,157	92.2	4,047
de	124	111	3	89.5	17	131	125	51	95.4	51	126	122	99	96.8	103
df	366	184	184	50.3	252	371	244	244	65.8	234	370	253	253	68.4	245
dg	802	653	653	81.4	654	811	687	687	84.7	687	822	684	684	83.2	684
dh	467	319	318	68.3	318	473	317	317	67.0	317	484	322	322	66.5	322
di	1,147	1,065	1,065	92.9	1,078	1,156	919	919	79.5	1,110	1,227	879	862	71.6	1,033
dj	820	751	751	91.6	753	826	767	752	92.9	770	840	780	780	92.9	782
dk	522	465	465	89.1	465	511	451	451	88.3	451	546	457	457	83.7	459
dl	927	870	870	93.9	900	922	858	858	93.1	884	950	868	868	91.4	895
dm	-	-	-	-	-	1,043	932	932	89.4	932	1,053	847	847	80.4	22
dn	1,526	1,103	369	72.3	310	1,250	663	284	53.0	362	728	749	360	102.9	360
do	1,725	987	447	57.2	367	1,700	935	404	55.0	493	1,675	902	406	53.9	507
dp	1,437	1,306	1,029	90.9	804	1,407	1,271	872	90.3	960	1,347	1,253	871	93.0	971
dp	1,530	594	564	38.8	596	1,551	399	393	25.7	738	1,554	463	425	29.8	784
dr	455	408	408	89.7	385	446	382	382	85.7	412	446	326	326	73.1	412
ds	530	461	329	87.0	354	535	464	333	86.7	386	527	450	327	85.4	392
dt	534	305	305	57.1	335	581	190	190	32.7	343	581	198	198	34.1	318
du	1,082	927	820	85.7	846	1,076	926	819	86.1	856	1,059	916	813	86.5	857
dv	955	552	484	57.8	423	1,027	603	0	58.7	492	870	462	308	53.1	509
dw	446	378	378	84.8	330	408	351	351	86.0	336	423	366	366	86.5	352
dx	940	870	799	92.6	832	906	840	768	92.7	842	882	821	746	93.1	825
dy	1,050	964	896	91.8	839	990	926	856	93.5	914	943	887	829	94.1	907
dz	988	751	582	76.0	573	936	724	556	77.4	586	937	720	539	76.8	584

自治体	平成 24 年度					平成 25 年度					平成 26 年度				
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)
	ea	508	314	294	61.8	257	396	278	250	70.2	289	390	270	270	69.2
eb	478	41	0	8.6	370	490	38	0	7.8	430	471	37	0	7.9	446
ec	728	511	371	70.2	243	729	515	361	70.6	367	725	486	346	67.0	376
ed	529	504	504	95.3	606	522	495	495	94.8	454	512	491	491	95.9	477
ee	341	309	269	90.6	274	338	304	267	89.9	276	312	276	255	88.5	271
ef	965	829	790	85.9	796	902	805	760	89.2	726	864	802	744	92.8	772
eg	903	748	720	82.8	553	879	714	686	81.2	679	852	708	679	83.1	696
eh	951	835	835	87.8	860	965	805	805	83.4	862	910	794	794	87.3	909
ei	759	619	601	81.6	613	706	584	564	82.7	581	708	561	542	79.2	604
ej	749	621	621	82.9	633	753	606	606	80.5	639	753	633	633	84.1	621

2.2. 受検率の相関性分析

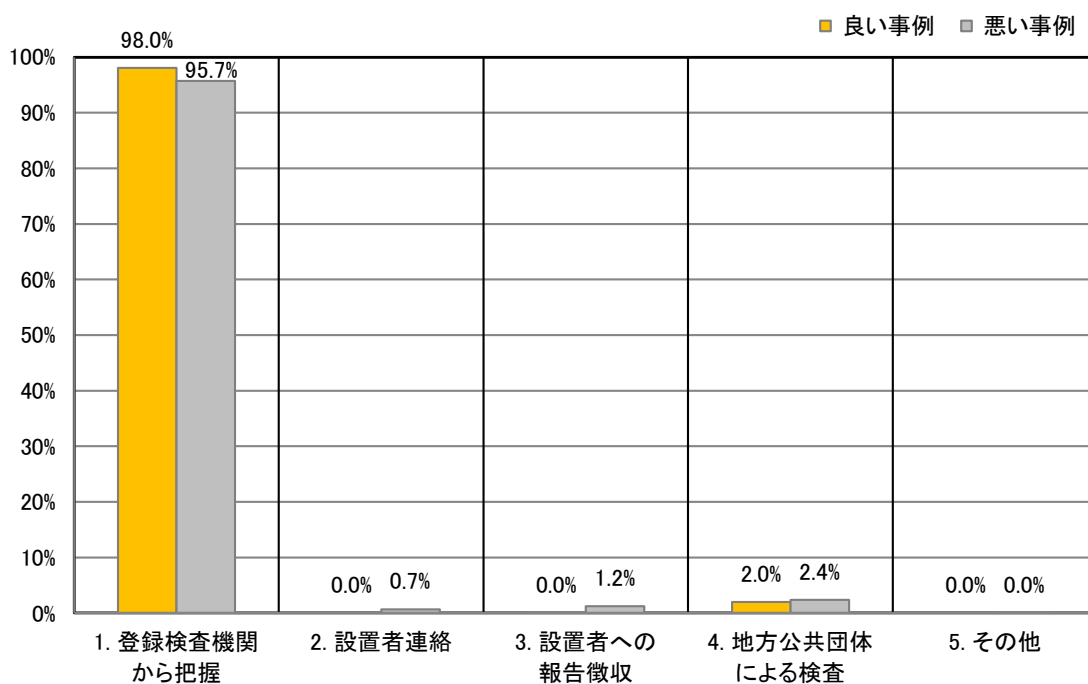
上記各自治体の受検率から、受検率が高い自治体（以下、良い事例という）と受検率が低い自治体（以下、悪い事例という）を抽出し、「水道水質関連調査」で実施している簡易専用水道の現況調査のデータから、受検率と、自治体の施設数及び受検施設の把握の仕方、実施している維持管理適正化のための施策の違い、指導監督に関する規定設定の有無等との相関性を分析した。

その結果を以下に示す。

2.2.1. 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性

受検率の良し悪しに関係なく、ほぼ登録検査機関から受検施設数を把握しており、受検率と検査受検数の把握の仕方との差異は見られなかった。

図表10 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



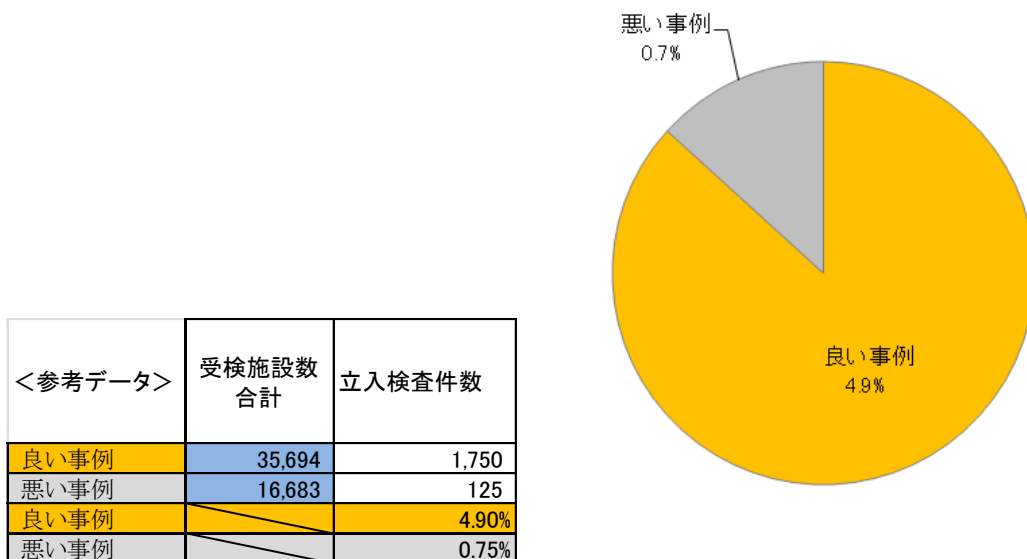
<参考データ>

	1. 登録検査機関から把握	2. 設置者連絡	3. 設置者への報告徴収	4. 地方公共団体による検査	5. その他	合計
良い事例	34,923	0	1	770	0	35,694
悪い事例	15,967	110	208	394	4	16,683
良い事例	97.84%	0.00%	0.00%	2.16%	0.00%	
悪い事例	95.71%	0.66%	1.25%	2.36%	0.02%	

2.2.2. 受検率と立ち入り検査数との相関性

立ち入り検査数は良い事例のほうが悪い事例より著しく多く、立ち入り検査数は受検率の向上に貢献していると思われる。

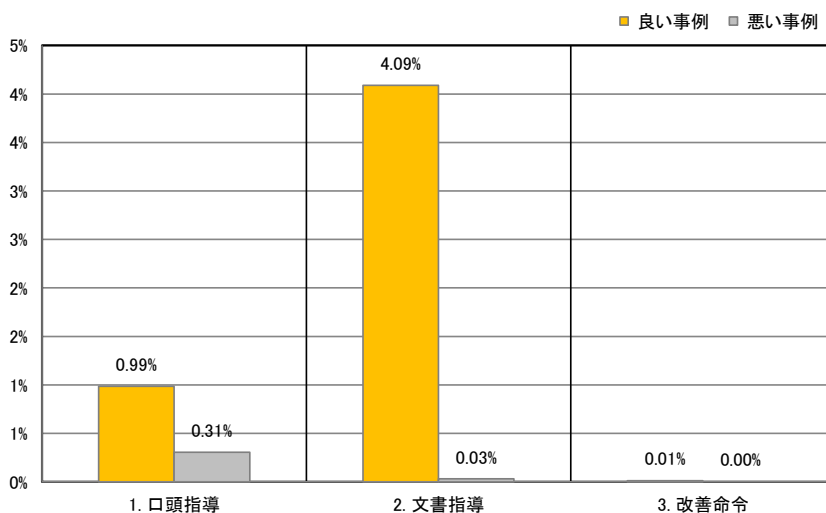
図表11 受検率と立ち入り検査数との相関性



2.2.3. 受検率と改善指導との相関性

下図から悪い事例の場合、ほとんど改善指導をしていないことが分かった。また、良い事例では文章による指導率が著しく高く、文書による指導が受検率の向上に効果的であると思われる。

図表12 受検率と改善指導との相関性

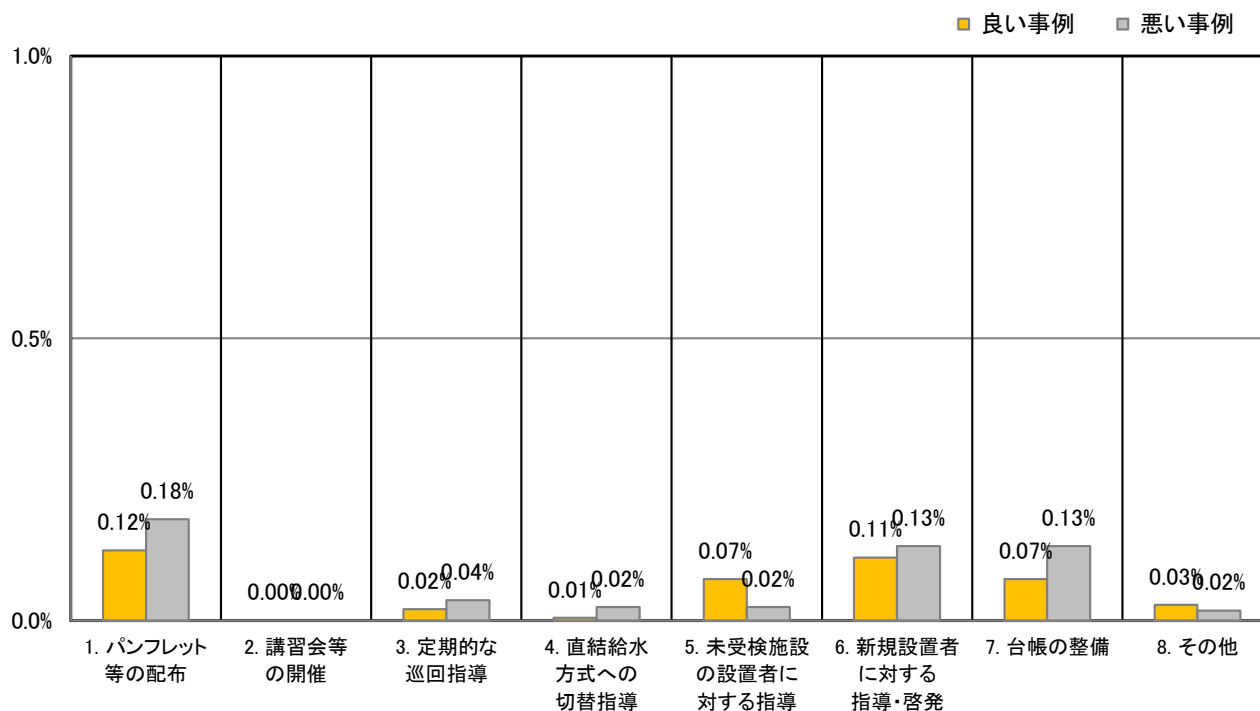


参考データ	受検施設数 合計	1. 口頭指導	2. 文書指導	3. 改善命令
良い事例	35,694	352	1,460	4
悪い事例	16,683	51	5	0
良い事例		0.99%	4.09%	0.01%
悪い事例		0.31%	0.03%	0.00%

2.2.4. 受検率と検査受検率の向上及び維持管理適正化のための施策との相関性

下図のように、受検率と検査受検率の向上と維持管理適正化のための施策による相関性は見られなかった。

図表13 受検率と検査受検率の向上及び維持管理適正化のための施策との相関性

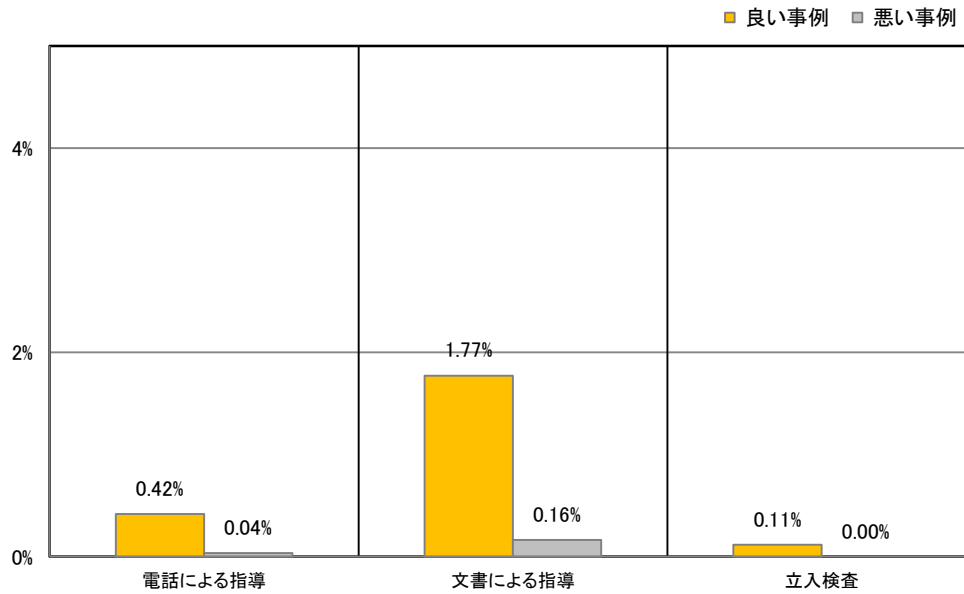


<参考データ>	受検施設数合計	1.パンフレット等の配布	2.講習会等の開催	3.定期的な巡回指導	4.直結給水方式への切替指導	5.未受検施設の設置者に対する指導	6.新規設置者に対する指導・啓発	7.台帳の整備	8.その他
良い事例	35,694	47	0	7	1	28	43	28	9
悪い事例	16,683	30	0	6	4	4	22	22	3
良い事例		0.13%	0.00%	0.02%	0.00%	0.08%	0.12%	0.08%	0.03%
悪い事例		0.18%	0.00%	0.04%	0.02%	0.02%	0.13%	0.13%	0.02%

2.2.5. 受検率と未受検施設の設置者に対する指導方法との相関性

未受検施設の設置者に対する指導方法として、電話による指導、文書による指導、立入検査による指導の内、良い事例において、文書による指導が最も多く、効果的であると思われる。

図表14 受検率と未受検施設の設置者に対する指導方法との相関性

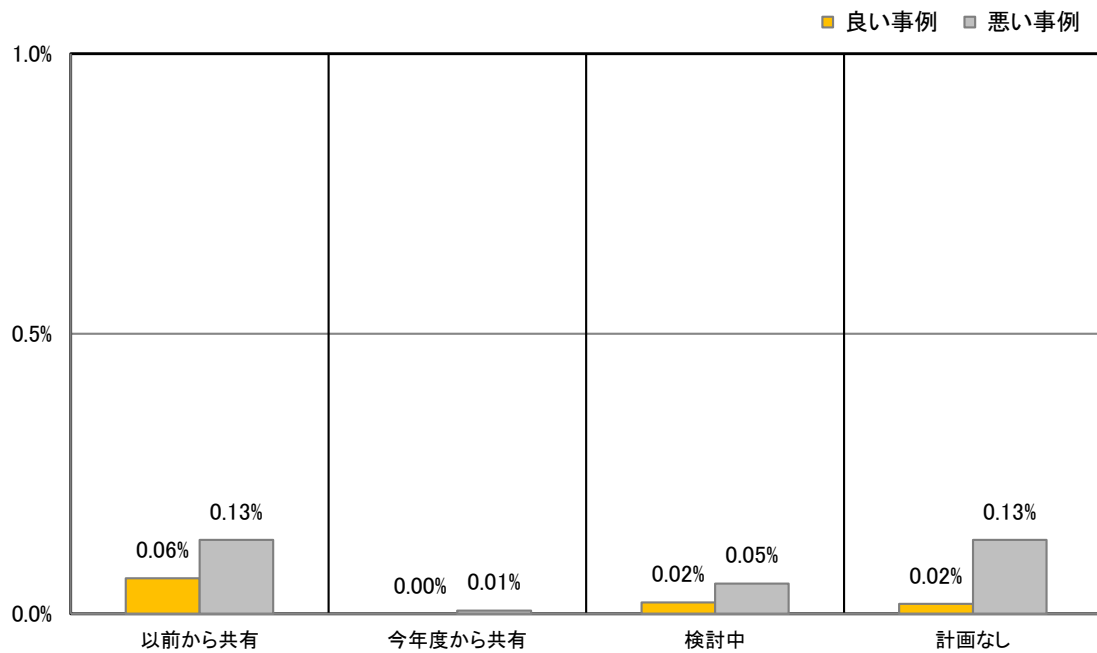


参考データ	受検施設数 合計	電話による指導	文書による指導	立入検査
良い事例	35,694	149	633	41
悪い事例	16,683	6	27	0
良い事例		0.42%	1.77%	0.11%
悪い事例		0.04%	0.16%	0.00%

2.2.6. 受検率と設置情報の共有との相関性

下図のように、受検率は、自治体と水道事業者の設置情報の共有と相関性が見られなかった。

図表15 受検率と設置情報の共有との相関性

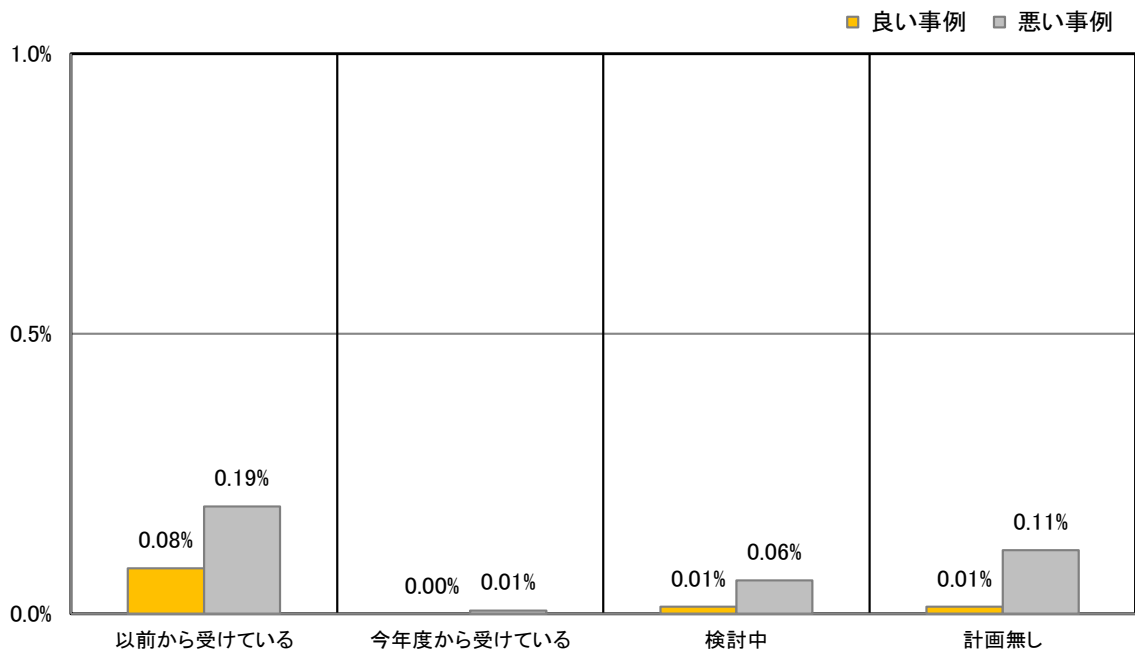


<参考データ>	受検施設数合計	以前から共有	今年度から共有	検討中	計画なし
良い事例	35,694	23	0	8	7
悪い事例	16,683	22	1	9	22
良い事例		0.06%	0.00%	0.02%	0.02%
悪い事例		0.13%	0.01%	0.05%	0.13%

2.2.7. 受検率と代行報告との相関性

下図のように、受検率と代行報告との相関性は見られなかった。

図表16 受検率と代行報告との相関性

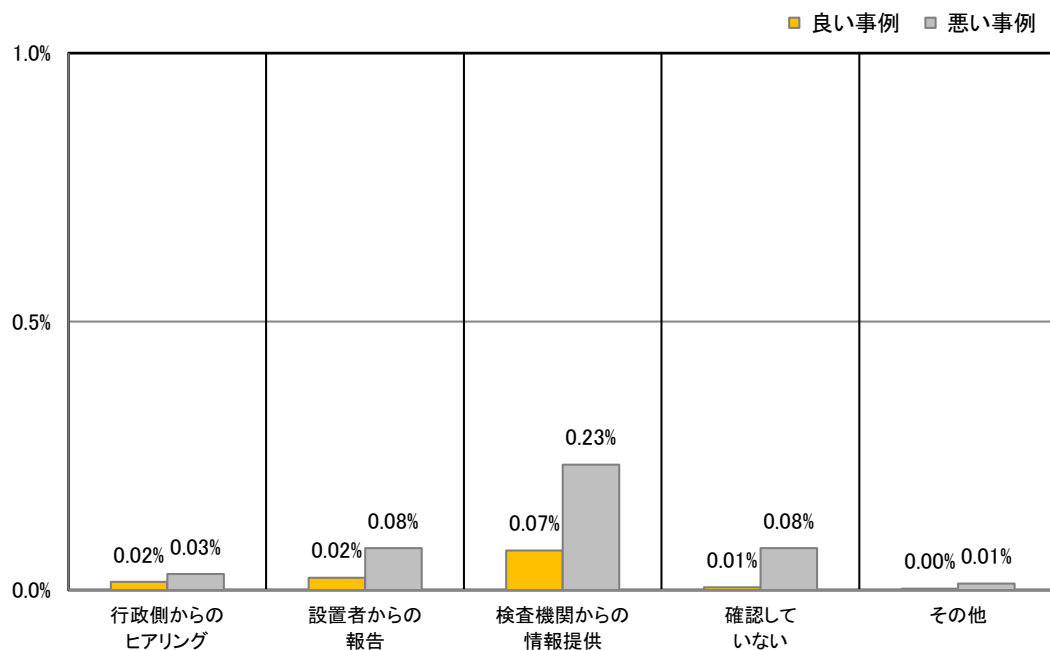


<参考データ>	受検施設数合計	以前から受けている	今年度から受けている	検討中	計画無し
良い事例	35,694	30	0	5	5
悪い事例	16,683	32	1	10	19
良い事例		0.08%	0.00%	0.01%	0.01%
悪い事例		0.19%	0.01%	0.06%	0.11%

2.2.8. 受検率と検査受検の確認方法との相関性

下図のように、受検率と検査受検の確認方法との相関性は見られなかった。

図表17 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<参考データ>	受検施設数合計	行政側からのヒアリング	設置者からの報告	検査機関からの情報提供	確認していない	その他
良い事例	35,694	6	9	27	2	1
悪い事例	16,683	5	13	39	13	2
良い事例		0.02%	0.03%	0.08%	0.01%	0.00%
悪い事例		0.03%	0.08%	0.23%	0.08%	0.01%

2.2.9. まとめ

上記分析から、受検率を向上させるためには、立入検査をこまめに行うことと、未受検施設の設置者に対する指導方法として、文書による指導を実施することが効果的であることが示唆された。ただし、本分析で対象とした自治体はごく一部であり、「水道水質関連調査」において、簡易専用水道の現況調査の項目に対する回答数が検査実施施設数と比べてもごく一部であったため、実態を反映した分析が十分に行えていない可能性が高いと思われ、関係者に対して、ヒアリングによる更なる調査を実施した。

3 貯水槽水道の受検率把握方法の改善に向けた検討

3.1. アンケート調査対象

上記の水道水質関連調査のデータ解析結果を踏まえて、貯水槽水道の受検率の把握方法の改善および受検率の向上に向けて、図表9から以下のような自治体を抽出した。

パターン1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

パターン2：高い或いは低い受検率を維持している。

パターン3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.1.1. パターン1：受検率が徐々に上昇或いは下落している自治体

- ・良い事例：受検率が徐々に上昇

図表18 受検率が徐々に上昇している自治体

自治体	平成24年度					平成25年度					平成26年度				
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)
a	2,462	1,516	612	61.6	786	2,908	1,843	614	63.4	864	2,538	1,644	612	64.8	925
cl	300	264	264	88.0	308	297	268	268	90.2	269	292	265	265	90.8	86
ef	965	829	790	85.9	796	902	805	760	89.2	726	864	802	744	92.8	772

- ・悪い事例：受検率が徐々に下落

図表19 受検率が徐々に下落している自治体

自治体	平成24年度					平成25年度					平成26年度				
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)
b	852	796	826	93.4	829	839	777	777	92.6	815	837	757	757	90.4	809
u	1,331	1,246	1,178	93.6	1,287	1,356	1,206	1,206	88.9	1,282	1,381	1,179	1,243	85.4	1,508
w	4,632	4,197	4,197	90.6	4,396	5,155	3,948	3,950	76.6	4,227	5,119	3,684	3,603	72.0	9,446
ad	532	509	9	95.7	5	528	500	6	94.7	12	439	305	10	69.5	19
cv	2,711	2,417	2,417	89.2	2,488	2,712	2,328	2,328	85.8	2,477	2,702	2,292	2,292	84.8	4,727

3.1.2. パターン2：高い或いは低い受検率を維持している自治体

- ・良い事例：高い受検率を維持

図表20 高い受検率を維持している自治体

自治体	平成 24 年度					平成 25 年度					平成 26 年度				
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)
ax	233	217	90	93.1	94	230	213	88	92.6	90	230	216	96	93.9	100
bu	1,528	1,387	1,387	90.8	1,419	1,521	1,389	1,389	91.3	1,322	1,529	1,405	1,405	91.9	909
bw	486	461	461	94.9	461	491	461	461	93.9	461	493	466	466	94.5	467
by	401	408	408	101.7	417	403	392	392	97.3	408	405	391	426	96.5	418
co	1,143	1,127	1,127	98.6	1,123	1,155	1,131	1,131	97.9	1,173	1,144	1,094	1,094	95.6	1,135
cu	475	441	441	92.8	441	486	440	440	90.5	440	488	444	444	91.0	444
cz	871	870	870	99.9	936	882	877	877	99.4	951	872	867	867	99.4	944
dj	820	751	751	91.6	753	826	767	752	92.9	770	840	780	780	92.9	782
dl	927	870	870	93.9	900	922	858	858	93.1	884	950	868	868	91.4	895
dy	1,050	964	896	91.8	839	990	926	856	93.5	914	943	887	829	94.1	907
ed	529	504	504	95.3	606	522	495	495	94.8	454	512	491	491	95.9	477

- ・悪い事例：低い受検率を維持

図表21 低い受検率を維持しているが自治体

自治体	平成 24 年度					平成 25 年度					平成 26 年度				
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数 (登録機関)	把握 受検率 (%)	簡易専用 水道調査 (登録機関)
f	1,239	571	446	46.1	1,108	1,134	508	448	44.8	956	1,216	518	527	42.6	1,104
aj	1,132	646	646	57.1	646	1,138	642	638	56.4	641	1,105	651	651	58.9	789
al	1,409	766	750	54.4	886	1,450	760	524	52.4	895	1,492	751	670	50.3	867
bz	4,192	1,249	1,249	29.8	1,402	4,226	1,277	1,277	30.2	1,405	4,238	1,265	1,265	29.8	844
do	1,725	987	447	57.2	367	1,700	935	404	55.0	493	1,675	902	406	53.9	507
dp	1,530	594	564	38.8	596	1,551	399	393	25.7	738	1,554	463	425	29.8	784
dt	534	305	305	57.1	335	581	190	190	32.7	343	581	198	198	34.1	318
dv	955	552	484	57.8	423	1,027	603	0	58.7	492	870	462	308	53.1	509
eb	478	41	0	8.6	370	490	38	0	7.8	430	471	37	0	7.9	446

3.1.3. パターン3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している自治体

- ・良い事例：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致

図表22 登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致している自治体

自治体	平成24年度					平成25年度					平成26年度				
	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用
	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)
m	7,356	7,100	4,108	96.5	4,178	7,271	6,949	3,933	95.6	4,001	7,202	6,841	3,823	95.0	3,907
at	864	845	845	97.8	853	855	840	840	98.2	848	850	834	834	98.1	842
bj	810	587	587	72.5	589	817	590	590	72.2	590	828	588	588	71.0	591
bv	462	411	425	89.0	414	463	418	418	90.3	417	467	420	420	89.9	420
ct	1,175	1,050	1,050	89.4	1,051	1,179	1,051	1,051	89.1	1,051	1,183	1,052	1,052	88.9	1,052
cu	475	441	441	92.8	441	486	440	440	90.5	440	488	444	444	91.0	444
dg	802	653	653	81.4	654	811	687	687	84.7	687	822	684	684	83.2	684
dh	467	319	318	68.3	318	473	317	317	67.0	317	484	322	322	66.5	322

- ・悪い事例：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数が大きく乖離している自治体

図表23 登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数が大きく乖離している自治体

自治体	平成24年度					平成25年度					平成26年度				
	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用	検査対象	検査実施	検査実施	把握	簡易専用
	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)	施設数	施設数	施設数 (登録機関)	受検率 (%)	水道調査 (登録機関)
ad	532	509	9	95.7	5	528	500	6	94.7	12	439	305	10	69.5	19
cs	677	564	1	83.3	19	674	578	15	85.8	20	671	560	9	83.5	29
dp	1,530	594	564	38.8	596	1,551	399	393	25.7	738	1,554	463	425	29.8	784
dt	534	305	305	57.1	335	581	190	190	32.7	343	581	198	198	34.1	318

3.2. アンケート調査票の作成

昨年度に実施された「平成 26 年度水道水質管理におけるベンチマーキングの導入等に関する調査」と上記の「水道水質関連調査」のデータ解析結果を踏まえて、自治体において貯水槽水道を適切に管理するための指針（案）の作成に資するように、以下の内容で調査票を作成した。

1. 所管地域の貯水槽水道の管理状況について
 - ・自治体の管轄内の貯水槽水道の受検率に関する意識の把握をめざした。
2. 「水道水質関連調査」について
 - ・調査の精度の向上をめざした。
3. 貯水槽水道の受検率把握方法の改善について
 - ・より良い受検率把握方法の発掘をめざした。
4. 貯水槽水道の対象施設の把握について
 - ・貯水槽水道の対象施設の把握に資する取り組みの発掘をめざした。
5. 貯水槽水道の検査実施施設の把握について
 - ・貯水槽水道の検査実施施設の把握に資する取り組みの発掘をめざした。
6. 貯水槽水道の受検率向上について
 - ・貯水槽水道の受検率向上に資する取り組みの発掘をめざした。
7. 情報提供について
 - ・その他の受検率の向上に資する取り組みの発掘をめざした。

なお、アンケート調査票の詳細内容は、付録の添付資料 1 を参照。

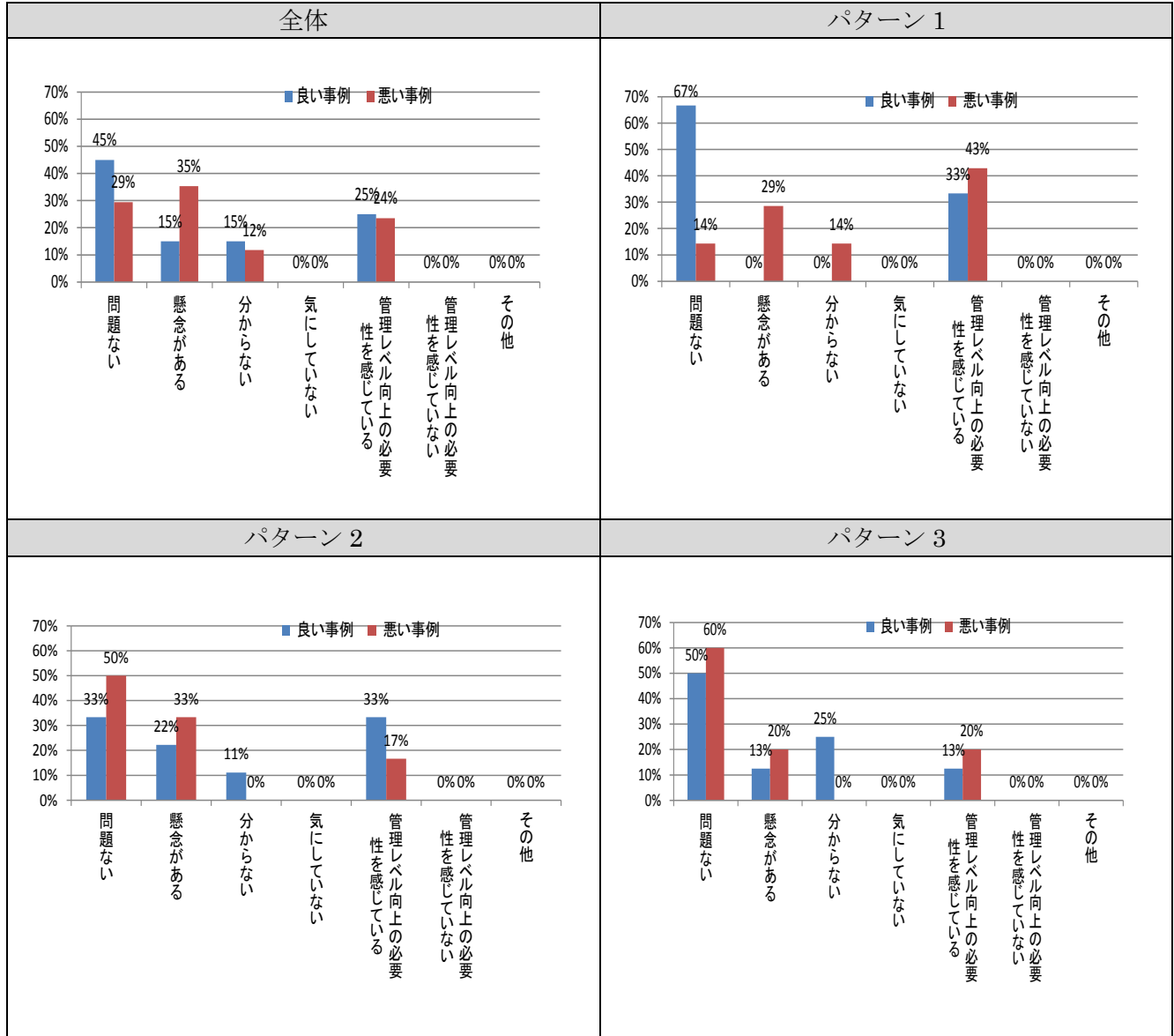
3.3. アンケート調査分析

3.3.1. 所管地域の貯水槽水道の管理状況について

3.3.1.1. 所管地域の貯水槽水道の管理状況

全体的に問題ないと考えている自治体が5割程度で、パターン1では問題ないと考える自治体が悪い事例が17%を占めるのに対して、良い事例が67%を占め、顕著な差を見せた。

図表24 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

パターン 1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

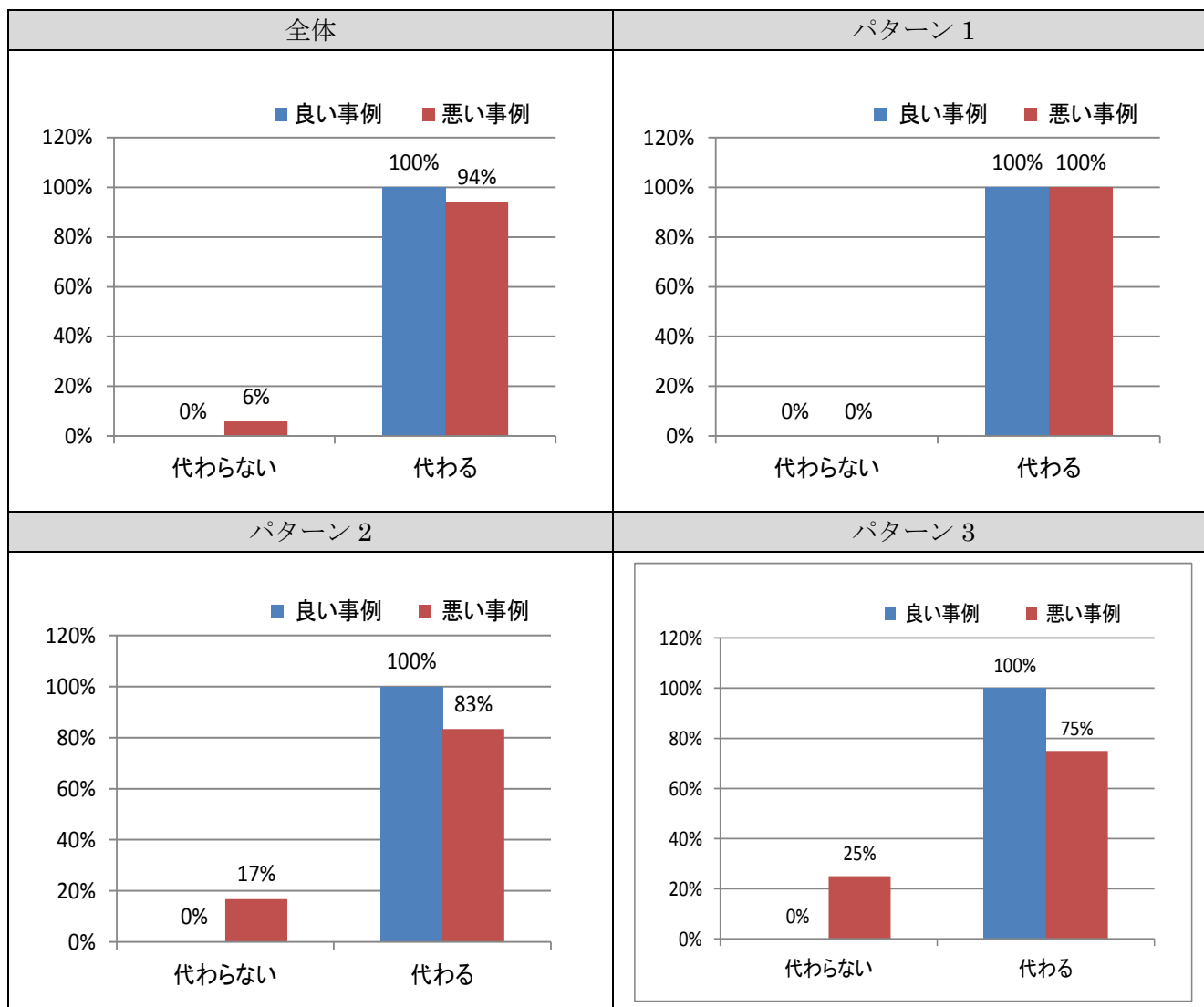
パターン 2：高い或いは低い受検率を維持している。

パターン 3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.3.2. 「水道水質関連調査」について

3.3.2.1. 「水道水質関連調査」における担当者の交代状況
 受検率の良し悪し関係なく、担当者はほぼ交代していた。

図表25 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

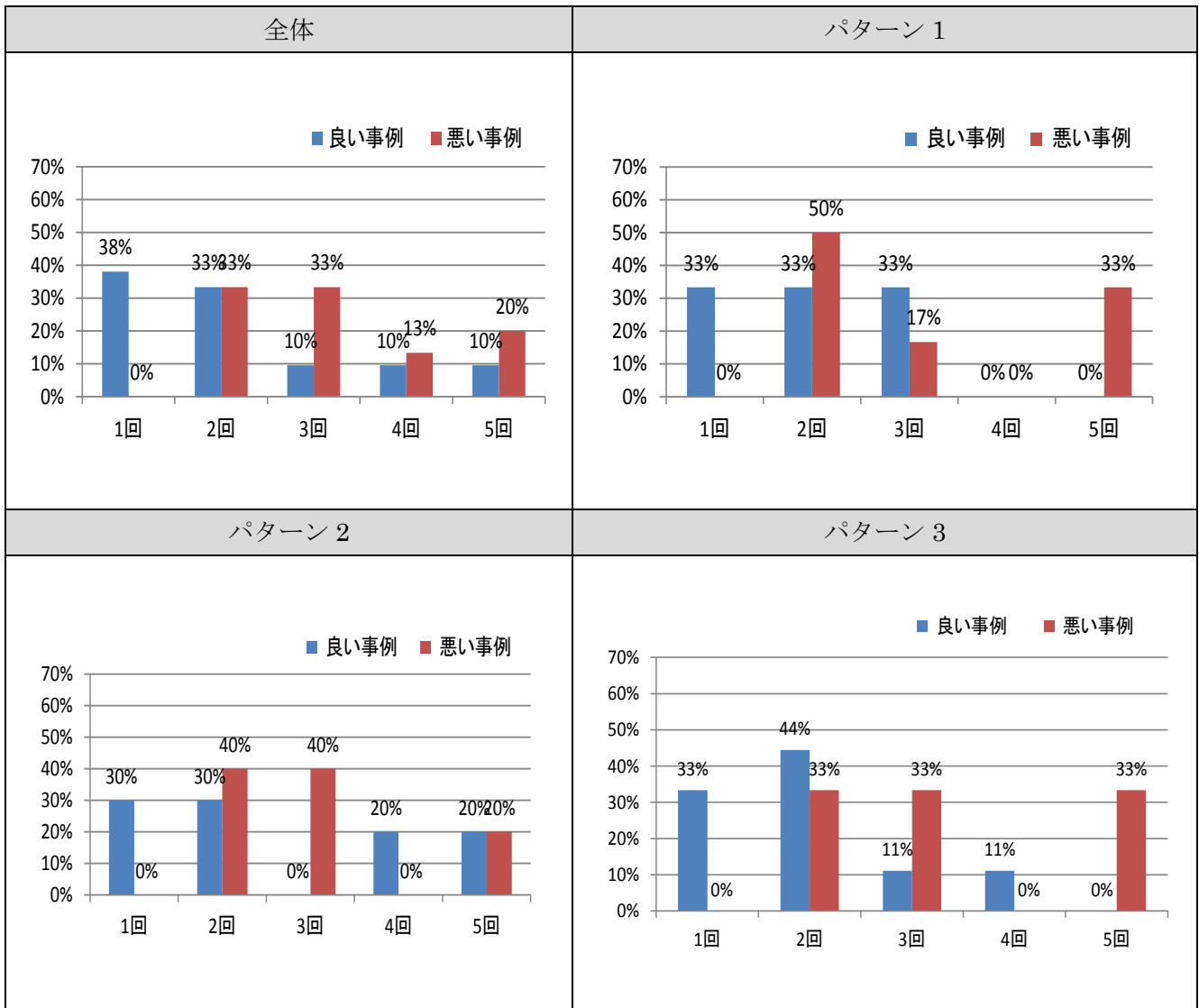
パターン 1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

パターン 2：高い或いは低い受検率を維持している。

パターン 3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.3.2.2. 「水道水質関連調査」における直近5年間の担当者の交代回数
 交代回数は良い事例が悪い事例より数が少ない傾向があった。

図表26 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

パターン 1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

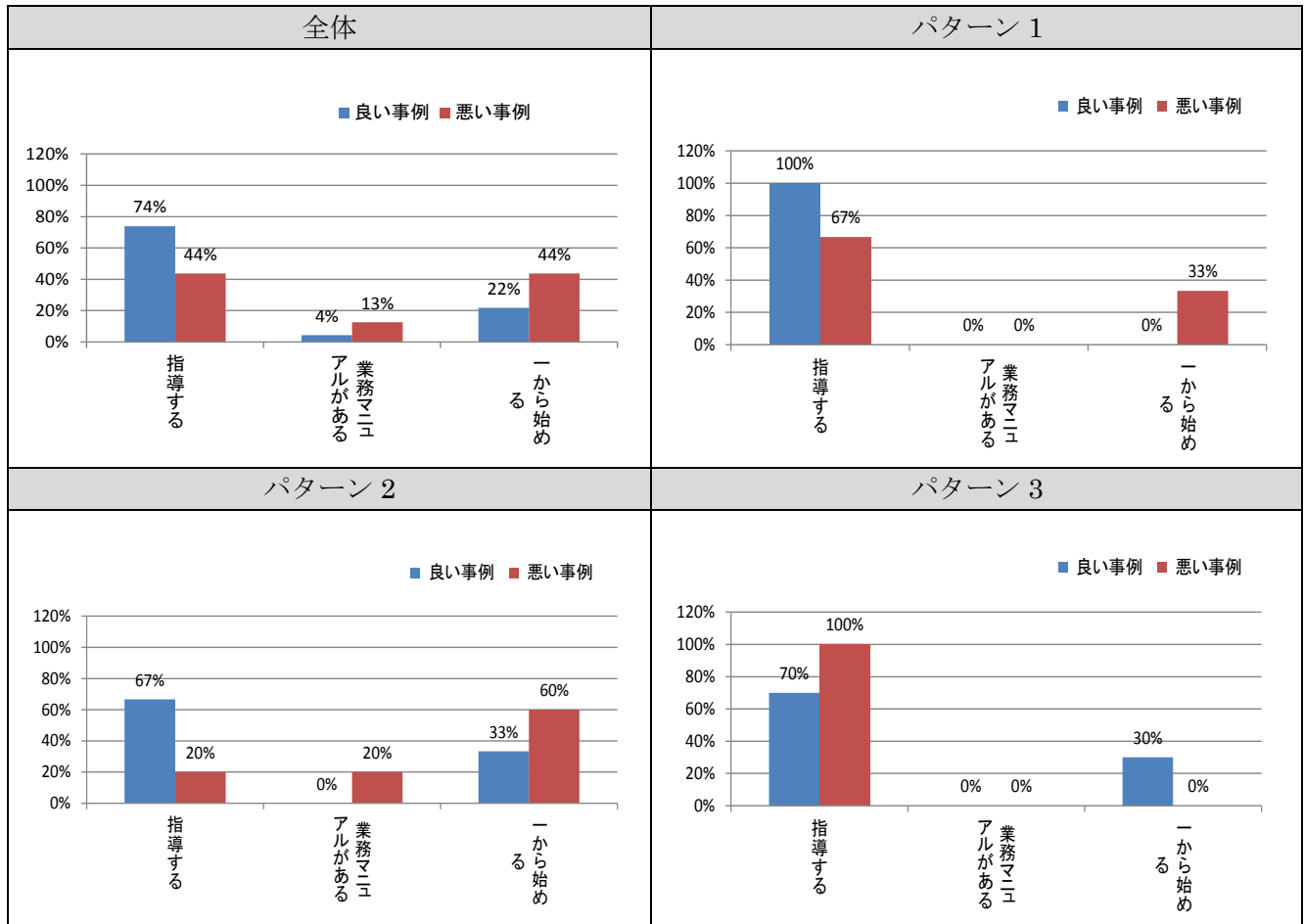
パターン 2：高い或いは低い受検率を維持している。

パターン 3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.3.2.3. 「水道水質関連調査」における業務の引き継ぎ状況

業務の引き継ぎにおいて、良い事例のほうが悪い事例のほうより、「指導する」の比率が高く、特に、パターン2において、顕著な差を見せており、受検率の高い一つの原因として、「指導する」ことが重要なポイントであることが示唆された。

図表27 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

パターン 1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

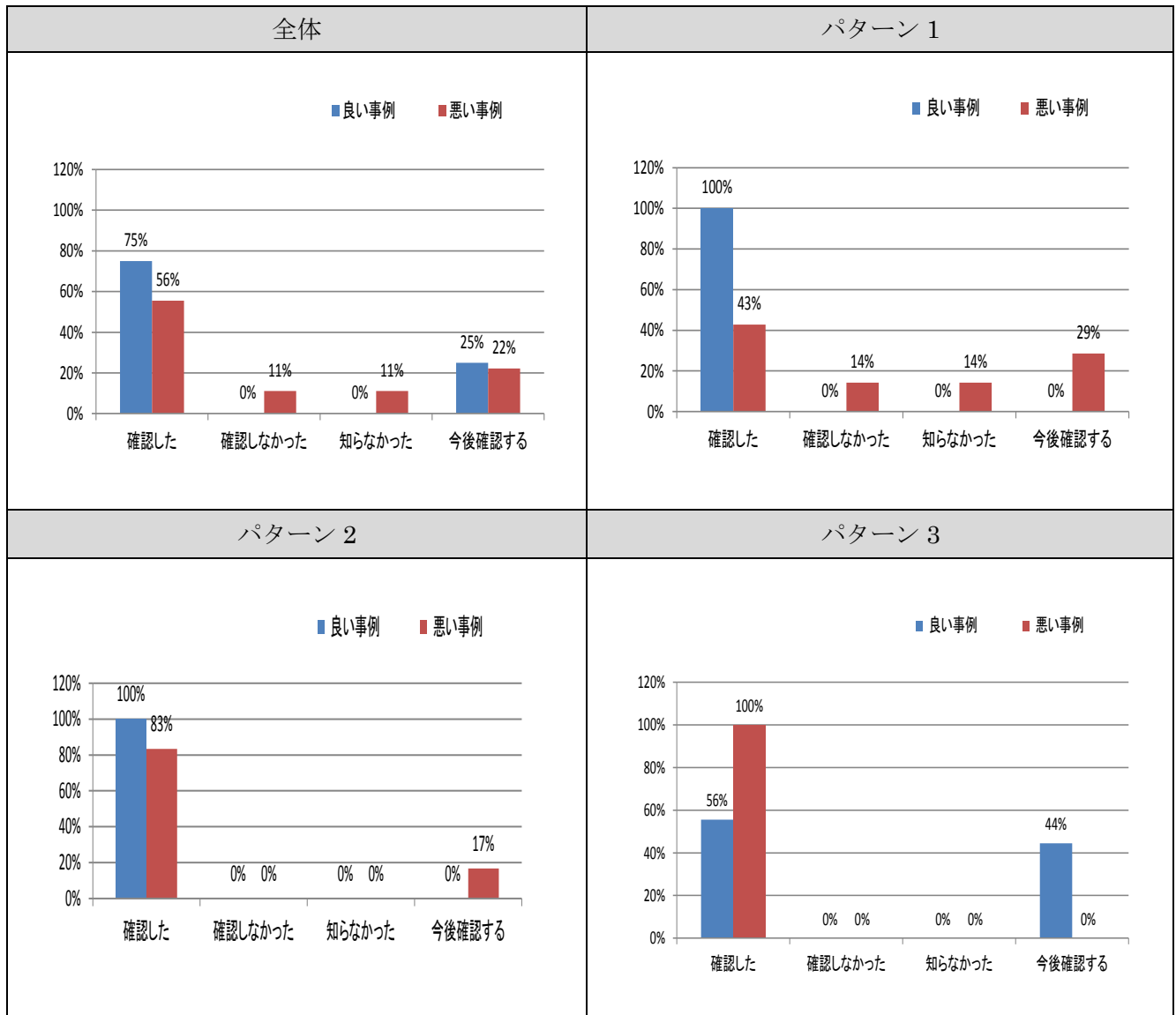
パターン 2：高い或いは低い受検率を維持している。

パターン 3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.3.2.4. 「水道水質関連調査」における FILE03 ファイルの集計表の確認

集計表の確認において、良い事例のほうが悪い事例より、確認比率が高い傾向があった。

図表28 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

パターン 1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

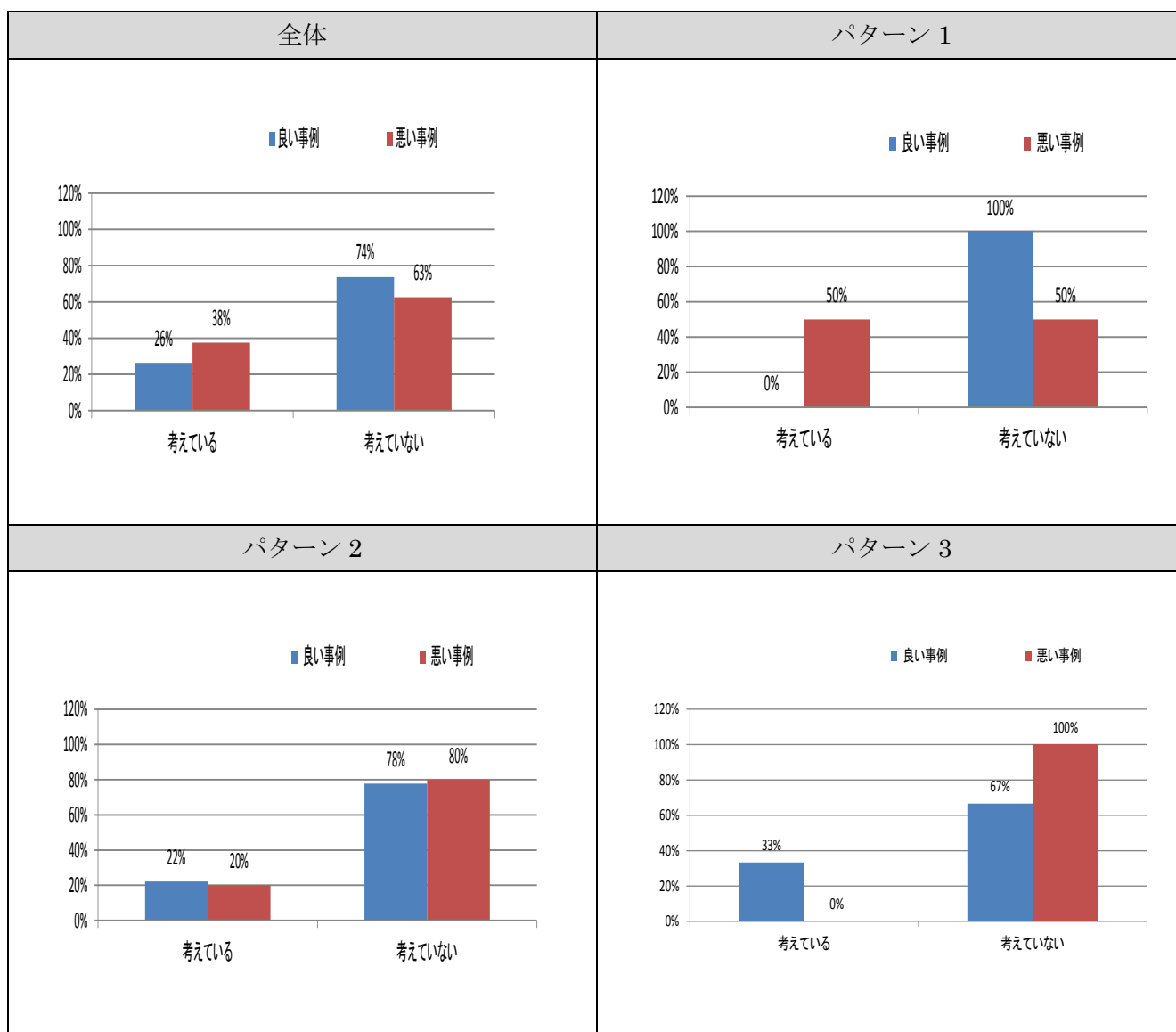
パターン 2：高い或いは低い受検率を維持している。

パターン 3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.3.2.5. 貯水槽水道の受検率把握方法の改善の必要性

貯水槽水道の受検率把握方法の改善に関しては、受検率の良し悪し関係なく、改善の必要がないと考える自治体が多かった。

図表29 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

パターン 1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

パターン 2：高い或いは低い受検率を維持している。

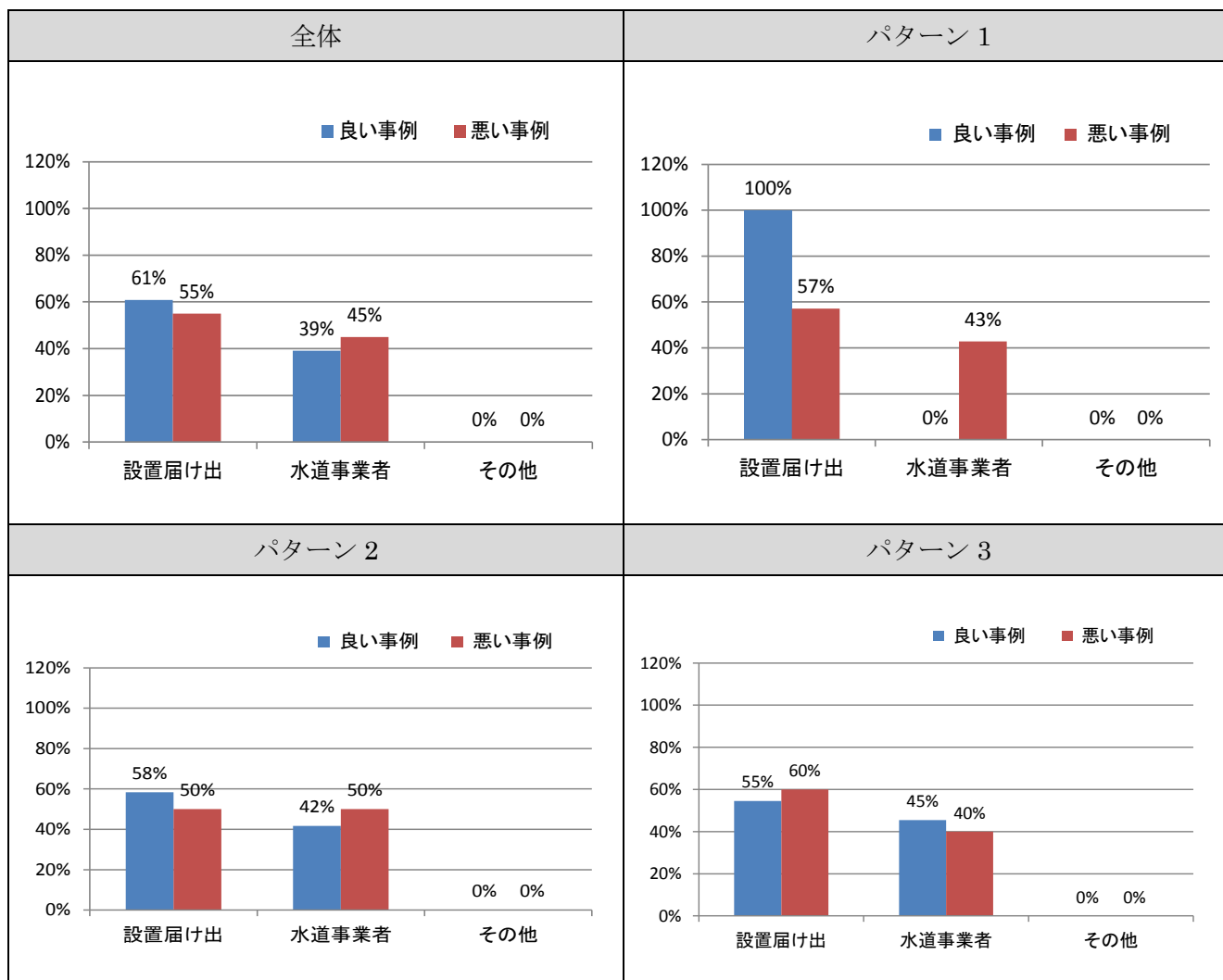
パターン 3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.3.3. 対象施設の把握について

3.3.3.1. 対象施設数の把握の仕方

対象施設数の把握の仕方については、全体では、受検率の良し悪しの差があまり見られなかったが、パターン1では、良い事例の方が100%設置届け出により対象施設を把握しており、悪い事例と顕著な差が見られた。

図表30 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

パターン1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

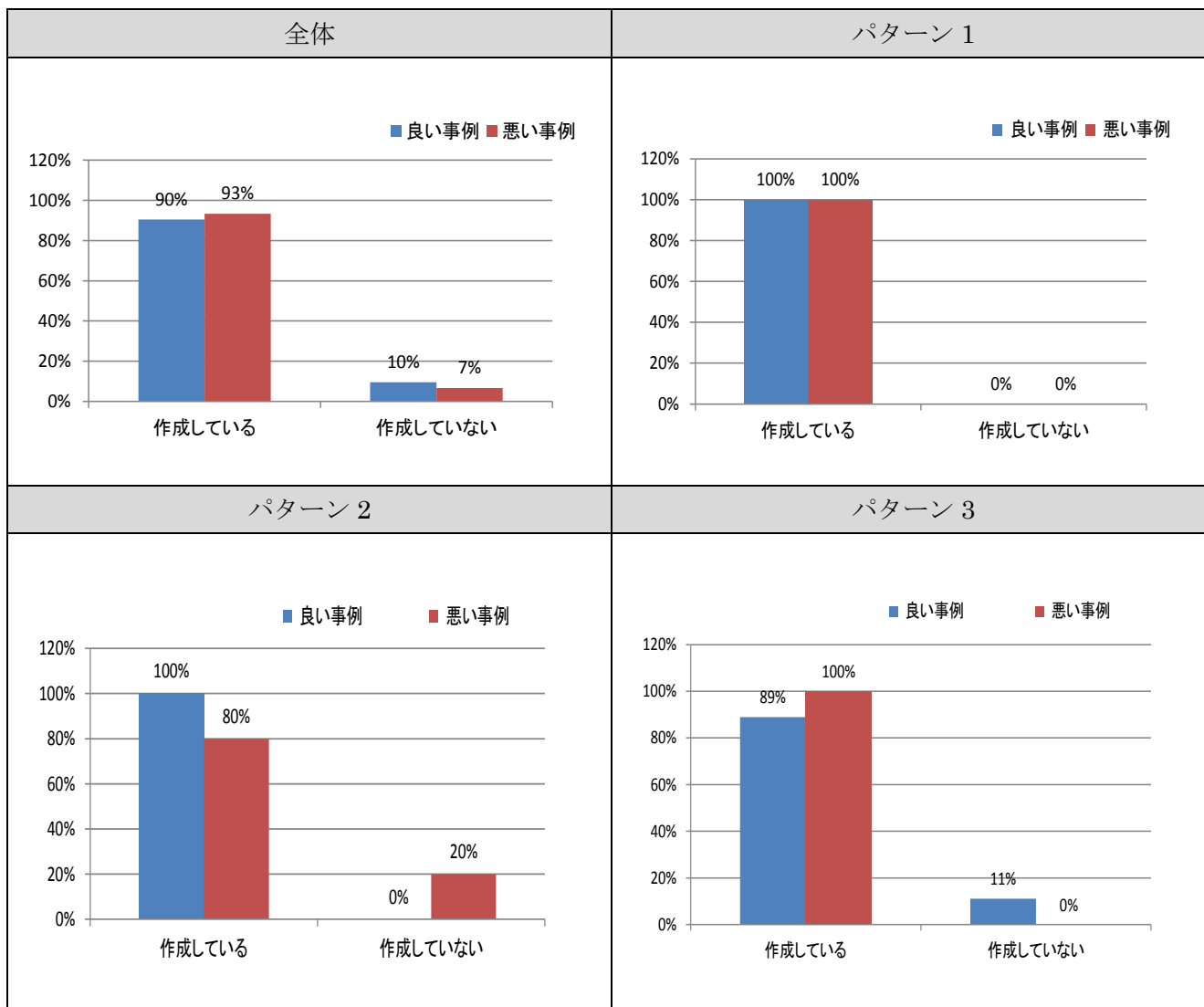
パターン2：高い或いは低い受検率を維持している。

パターン3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.3.3.2. 貯水槽設置状況についての台帳等の作成状況

台帳は受検率の良し悪しに関係なく、ほとんど作成していた。

図表31 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

パターン 1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

パターン 2：高い或いは低い受検率を維持している。

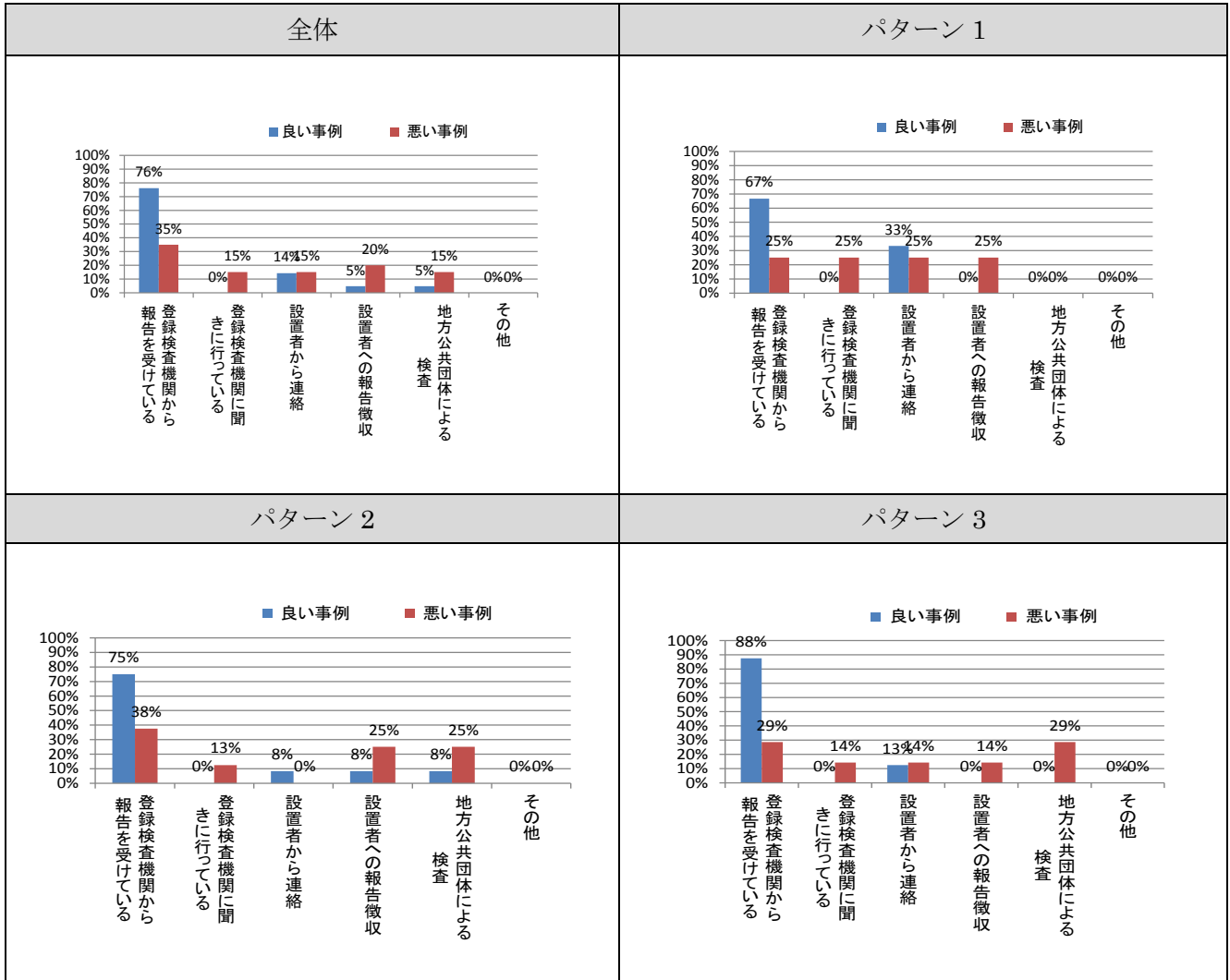
パターン 3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.3.4. 検査実施施設の把握について

3.3.4.1. 検査実施施設の把握の仕方

検査実施施設の把握の仕方については、良い事例の方は専ら登録検査機関から報告を受けているのに対して、悪い事例は分散されている傾向があった。

図表32 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

パターン 1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

パターン 2：高い或いは低い受検率を維持している。

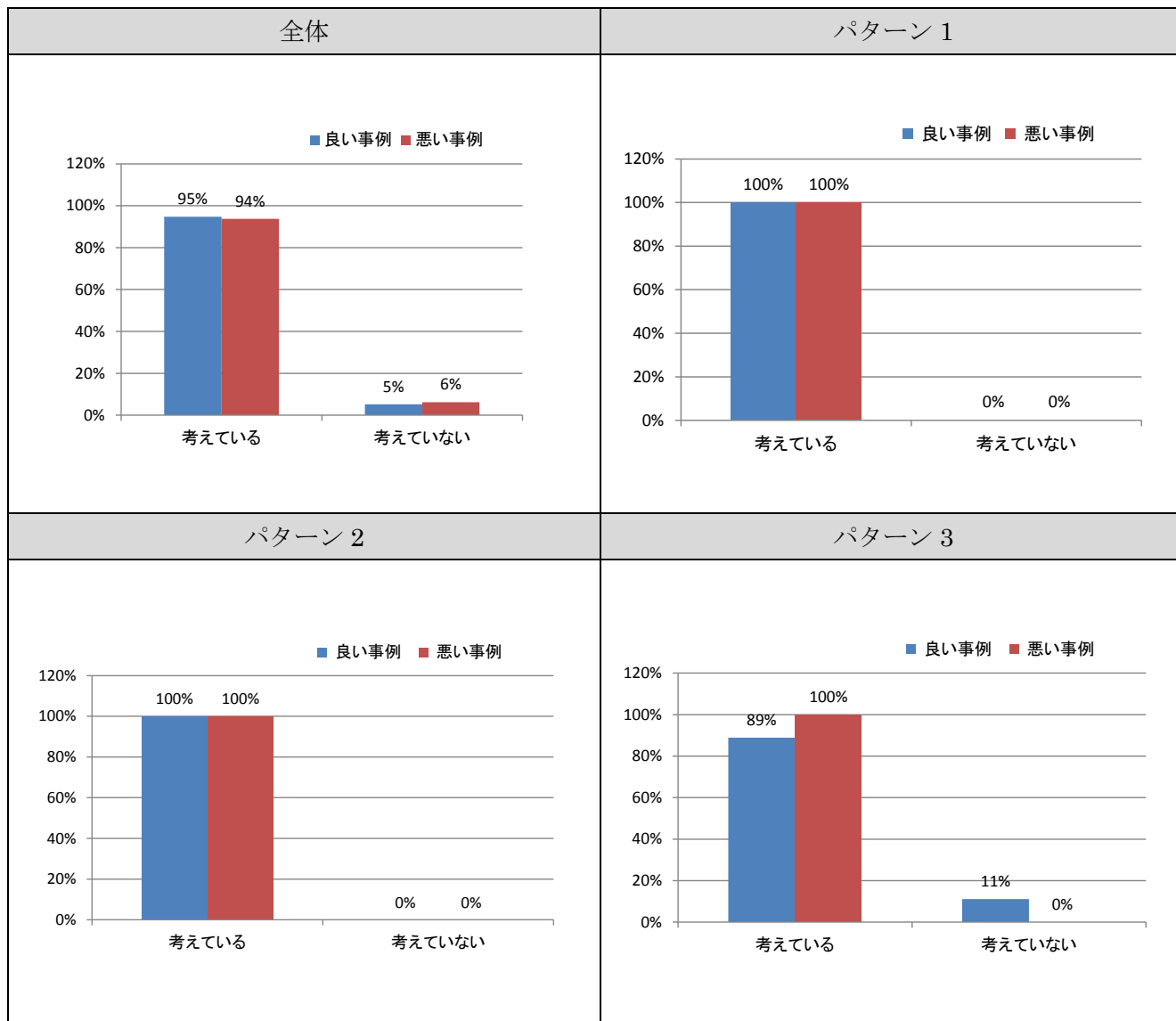
パターン 3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.3.5. 貯水槽水道の受検率向上について

3.3.5.1. 貯水槽水道の受検率の向上の必要性

貯水槽水道の受検率の向上の必要性に関しては、受検率の良し悪し関係なく、「考えている」のほうが著しく多かった。

図表33 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

パターン 1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

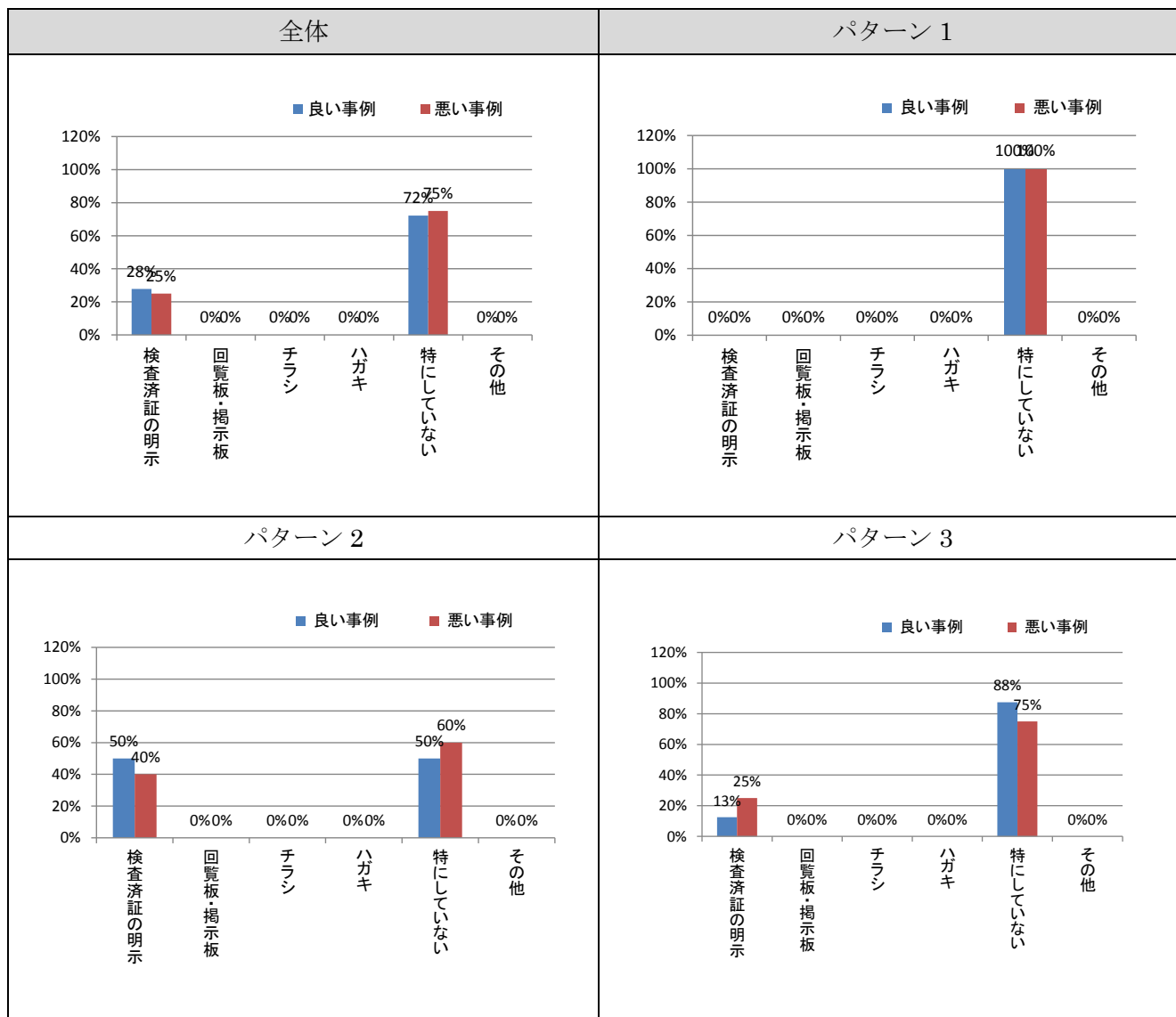
パターン 2：高い或いは低い受検率を維持している。

パターン 3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

3.3.5.2. 検査を実施している施設において、受検済みである旨を貯水槽水道使用者（住民等）への明示（お知らせ）に関する指導

検査を実施している施設において、受検済みである旨を貯水槽水道使用者（住民等）への明示（お知らせ）に関しては、「特にしていない」ほうが多く、良い事例と悪い事例の間にあまり差はなかった。

図表34 受検率と検査受検数の把握の仕方との相関性



<注>

パターン 1：受検率が徐々に上昇或いは下落している。

パターン 2：高い或いは低い受検率を維持している。

パターン 3：登録機関による水道水質調査の検査実施施設数と簡易専用水道管理状況調査の検査実施施設数がほぼ一致或いは大きく乖離している。

4 貯水槽水道の受検率向上に向けた検討及び管理指針（案）の作成

4.1. 貯水槽水道の受検率向上に向けた検討

上記のデータ分析及びヒアリング調査の分析を通じて、受検率を向上させるための以下の五つの項目が挙げられた。

1. 「水道水質関連調査」の精度の向上
2. 貯水槽水道の設置状況の把握
3. 貯水槽水道の受検施設状況の把握
4. 貯水槽水道の設置者の啓発
5. 貯水槽水道の未受検施設への指導

上記、五つの項目について、各パターン別自治体に対するアンケート調査で入手した回答を以下に取りまとめた。

4.1.1. 「水道水質関連調査」の精度の向上

4.1.1.1. 「水道水質関連調査」の集計表の精度に影響を与える原因

事例		概 要
良い	パターン 1	・入力ミス ・数値の数え間違い等の簡単な誤り
	パターン 2	・主に記入ミスによるもの ・入力ミス
	パターン 3	・入力ミス
悪い	パターン 1	・市町村調査担当者の記載ミス ・登録検査機関からの回答の集計ミス
	パターン 2	・無
	パターン 3	・市町村調査担当者の記載ミス

*ほとんどが記入ミスである。

4.1.1.2. 集計データの精度の向上のための取り組み、工夫等

事例		概要
良い	パターン 1	・法定検査機関からの法定検査結果の報告があったときは、逐次、報告内容をシステムにデータ入力して簡易に集計できるよう工夫している。
	パターン 2	・集計タグの計算セルの数値の再確認を実施している。 ・専用の台帳システムによるデータ管理や、水道事業者との情報交換を行っている。 ・届出等は届出システム（アクセス）によりデータ管理をしているが、最初にこのシステムによる当該年度の数値の確認を行い、次に前年度の水道水質関連調査結果に当該年度の実際の紙ベースでの届出や廃止件数を加除したもので数値の確認を行い、これらの数値が一致するか確認している。 ・検査実施数の多い登録検査機関あてに依頼を出している。 ・関係部署と情報を共有している。
	パターン 3	・集計表にエラーが出た場合や、数値が明らかに異常と感じたときは、報告元に問合せている。 ・集計タグの計算セルの数値の再確認を実施している。 ・届出等は届出システム（アクセス）によりデータ管理をしているが、最初にこのシステムによる当該年度の数値の確認を行い、次に前年度の水道水質関連調査結果に当該年度の実際の紙ベースでの届出や廃止件数を加除したもので数値の確認を行い、これらの数値が一致するか確認している。
悪い	パターン 1	・無
	パターン 2	・無
	パターン 3	・無

*集計データの精度を向上させるために、現在採用可能な取り組みについて、黄色く標示した。

4.1.2. 貯水槽水道の設置状況の把握

4.1.2.1. 自治体における対象施設把握が不十分な場合、把握するための方法

事例		概要
良い	パターン 1	・法定検査実施者から未届施設の報告を受けている。他担当（環境衛生や食品衛生業務）からの情報提供もある。 ・水道事業者からの情報提供も方法の一つであると考える。
	パターン 2	・検査実施の代替報告にて把握している。
	パターン 3	・水道事業者と情報交換を行っている。
悪い	パターン 1	・無
	パターン 2	・無
	パターン 3	・市内巡回時に現場での確認を行う。水道局からの情報提供により把握する。

*対象施設把握が不十分な場合の新しい提案について、黄色く標示した。

4.1.2.2. 複数の自治体を対象（検査区域）とする登録簡易専用水道検査機関における集計数値に対する確認法に関する事例

事例		概要
良い	パターン 1	・無
	パターン 2	・管内で貯水槽検査を行った施設について情報提供をお願いしている。 ・検査区域に含まれるすべての登録検査機関に対し、水道水質関連調査の際に数値での報告を求めると、保健所が把握するデータとの相違が必ず発生する。数値だけでは確認できないことが多いため、水道水質関連調査時以外に、受検報告の写しを月ごとに保健所へ報告してもらうように依頼しており、保健所の保有するデータとの照合を行い、合わない点については確認をし、出来る限りデータの整合をとるようにしている。しかし、新規登録された検査機関では設置者との事前の協議できていない場合があり、個人情報保護を理由に数値のみの提供しかできないと断られることもあるため、登録検査機関からの報告がなかった施設に対しては、設置者あてに通知を行い、受検報告を求めている。 ・当市のみを集計数値を出してもらうよう依頼している。
	パターン 3	・登録検査機関への報告依頼を出している。
悪い	パターン 1	・無
	パターン 2	・隣接自治体に跨って設置されている給水設備の場合、隣接自治体及び設置者と届出先を協議し、協議結果に従い届出を指導している。
	パターン 3	・無

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.2.3. 水道事業者から自治体に対する貯水槽水道の設置情報を共有するための方法

事例		概要
良い	パターン 1	・水道局から定期的に貯水槽水道の設置・変更・廃止の情報提供を受けている。
	パターン 2	・毎年度末に、水道事業者から貯水槽水道の設置情報を入手している。 ・水道事業者から、前年度分の各種届出情報や、貯水槽台帳の提供を受けている。 ・水道事業者の保有するデータは、水道料金を支払いしている者もしくは給水装置を設置した者であるため、保健所へ提出する貯水槽水道給水開始届出上の設置者と異なっていることが多くあること、貯水槽水道の所在地も、給水装置の設置時では住所表記ではない場合が多くあることなどから、情報共有するのは難しいため、新規設置時点での情報共有に努めている。 ・四半期毎に新規貯水槽設置や貯水槽変更等（有効容量に関わらず）について情報提供がある。 ・設置及び変更等の届出は、必ず双方（水道局と保健所）に届出してもらっている。 ・水道事業者より届出に関して情報を得ている。
	パターン 3	・水道事業者と衛生所管部局が同一の自治体でない場合は、情報共有について事前に設置者の了承を得る必要があると考える。 ・毎年度末に、水道事業者から貯水槽水道の設置情報を入手している。 ・四半期毎に新規貯水槽設置や貯水槽変更等（有効容量に関わらず）について情報提供がある。 ・定期的に双方向に情報提供することが必要と考える。
悪い	パターン 1	・無
	パターン 2	・設置者は貯水槽水道設置（変更・廃止）届を水道事業者に提出することで、簡易専用水道給水開始（事項変更・廃止）報告書を提出したものと見做す運用を行っている。
	パターン 3	・無

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.2.4. 貯水槽水道の設置状況に関する台帳整備状況及びその更新方法

事例		概要
良い	パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳整備は、個々の施設に関して台帳をコンピュータで管理している。更新方法は、設置者からの申請による。 ・簡易専用水道について、設置者の変更又は廃止等の情報を把握したときは、届出のように指導を実施し、届出に応じて台帳を適宜更新している。 ・水道局からの情報提供を受け、台帳整備を行っている。簡易専用水道については、必要に応じて新規・変更・廃止の報告書を提出するように、設置者に電話・訪問指導している。また、小規模給水施設については、水道局からの情報提供に基づき、その都度台帳登録・変更・削除を行っている。
	パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度末に、水道事業者から貯水槽水道の設置情報を入手している。 ・施設への聞き取り、水道局からの情報提供により更新している。 ・専用の台帳システムによる管理を行っている。また、水道事業者からの情報や、簡易専用水道検査結果を参考に、台帳の更新を行っている。 ・各種届出を受理次第、その内容をデータベース台帳に都度入力して更新する。外部サーバーのデータベースを使用し、入力作業は担当者が実施する。 ・水道局へ提出された貯水槽水道設置届の写しの提供を受け、リスト化している。 ・アクセスによるデータ管理（市独自でデータベースを作成）を行っている。 ・届出があった際、施設番号順に紙台帳をファイルに綴じ、かつ、システムに入力し、データを更新する。 ・届出を受けた施設と法定検査の報告にて把握した施設を分けている。 ・関係部署と連携を図る。 ・東京都と同じシステム開発会社のシステムにより管理している。
	パターン 3	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者から届出（変更届、廃止届含む。）があった場合に、台帳の更新を行っている。 ・毎年度末に、水道事業者から貯水槽水道の設置情報を入手している。 ・設置施設による届出で情報を入手している。 ・簡易専用水道については、届出により台帳整備及び更新をしている。 ・アクセスによるデータ管理（市独自でデータベースを作成）を行っている。 ・届出（設置、変更、廃止）による。 ・事業者が作成したパッケージ型の管理システムソフトを採用しており、その中で管理・更新している。
悪い	パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易専用水道については、変更届出書が提出された場合に台帳を訂正する。それ以外は、把握した場合に台帳の訂正を行う。 ・水道局では、水道工事事業者からの申請や文書送付後の返信により把握している。 ・届出があった簡易専用水道について、台帳をシステムにて整備している。登録検査機関の報告を受け、法定検査の受検状況を随時更新する。
	パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者等から提出された貯水槽情報で台帳を作成、更新している。 ・届出により新たな情報に更新する。 ・設置者からの届出に基づき、台帳の作成及び届出の履歴管理を行っている。
	パターン 3	<ul style="list-style-type: none"> ・紙台帳とPCデータファイルで管理している。 ・届出により新たな情報に更新する。

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.3. 貯水槽水道の受検施設状況の把握

4.1.3.1. 自治体の現在の貯水槽水道の受検率把握方法

事例		概要
良い	パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ・法定検査実施者からの報告により把握している。 ・法定検査機関からの法定検査結果の報告をもって把握している。 ・水道法施行細則（区規則）により、設置者から簡易専用水道受検報告書の提出を求めている。実際には、検査をした登録検査機関が代行して受検報告書をまとめ、報告をもらっている。
	パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ・登録簡易専用水道検査機関との情報共有により把握している。 ・管内の貯水槽設置施設一覧を台帳で管理しており、管内で貯水槽検査を行った登録検査機関から検査数を把握する事により受検率を算出している。 ・検査を実施した登録検査機関から、検査結果を当市へ報告するよう要綱で規定し、受検率の把握に努めている。 ・県を介して、登録検査機関からの報告を集計して把握している。 ・水道水質関連調査では、給水開始届の提出があった施設数を母数とし、各登録検査機関から数値での報告を受けた受検施設数から受検率を出している。保健所が把握する施設数と登録検査機関からの報告数値との関係が明らかにエラーである場合に、検証したうえで数値の調整を行っている。違いがでる主な理由として、登録検査機関の保有するデータは受検時点でのデータであるのに対し、水道水質関連調査時の施設数は年度末時点でのデータであることや保健所が保有している有効容量のデータと登録検査機関が把握した有効容量に相違があったり、受検後に受水槽を撤去する等で廃止している施設があったり、専用水道や地下水の受水槽が検査を受けていることがあげられる。数値報告以外に、登録検査機関に検査を受けた施設の検査報告書の写しを保健所へ送付してもらい、貯水槽水道給水開始届出施設とのマッチングを行っているため、原因の追求がある程度可能であるが、すべてを確認しているわけではない。また、水道水質関連調査での報告とは別に、受検記録の管理をしており、施設ごとに受検日時の管理を行い、年度中、常に存在している施設数を対象として、母数、受検施設数をカウントし受検率を出すことにより、管理を行っている。 ・登録検査機関への代理報告の依頼、代理報告の内容をデータ入力し、年度毎に未受検施設を抽出している。
	パターン 3	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)設置者から簡易専用水道受検報告書の提出を受けている。(2)検査機関代行報告を依頼している。(3)受検報告のない設置者に対して、受検結果を報告するよう指導している。(小規模貯水槽水道については、受検を義務付けていない) ・登録簡易専用水道検査機関との情報共有により把握している。 ・県からの情報提供による。 ・当市が検査を行う区域に入っている簡易専用水道検査機関に対し、水道水質関連調査の該当部分について照会し、結果を集計する。 ・当県を検査区域とする簡易専用水道検査機関に対し、検査数等の情報提供を受けている。
悪い	パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易専用水道については設置者からの報告の徴収等により把握している。 ・水道水質関連調査の際に登録検査機関への照会により受検率を把握している。 ・水道水質関連調査の結果により把握している。 ・簡易専用水道検査機関からの報告により、保健所に届け出のある簡易専用水道の受検率を把握している。
	パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査機関からの報告により把握している。 ・施設数については市水道局からの情報提供、検査実施施設数については登録検査機関の情報提供に基づき受検率を把握する。 ・保健所及び登録検査機関の実績により把握している。
	パターン 3	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易専用水道は、保健所が市内の85%程度の定期立入検査を実施している。簡易専用水道施設の一部は民間の登録検査機関が検査しており、検査の報告義務はない。ただし、報告書の写しで検査の確認をしている施設もある。 ・保健所及び登録検査機関の実績により把握している。

*異なる受検率の確認方法を黄色く標示した。

4.1.3.2. 自治体の貯水槽水道の受検率把握方法の改善の方向性

事例		概要
良い	パターン 1	・無
	パターン 2	・受検施設はほぼ把握できているが、母数となる施設数の把握が難しいため、水道局等と情報を共有すべきだと考えている。しかし、水道局がもつデータと保健所がもつ給水開始届のデータのマッチングをさせることは、住所地や設置者を含めデータに相違がある点が多くあり過ぎるため、困難であり、現地確認等の作業が必要であるため、現在の人員では対応不可能である。 ・貯水槽水道施設数を正確に把握する必要がある。
	パターン 3	・水道部局で一括して管理・指導を行う。 ・水道事業者と連携した取り組みが必要と考える。
悪い	パターン 1	・簡易専用水道については、法定検査であることから行政が把握する必要があると思われるが、個人情報保護の観点により、実態把握が非常に困難な状況である。
	パターン 2	・容量不明の貯水槽施設が多いため、容量別施設数の把握がまず必要である。
	パターン 3	・無

*改善の方向性として、現在採用可能な提案を黄色く標示した。

4.1.3.3. 貯水槽水道設置者から自治体に直接報告する場合の手法に関する事例

事例		概要
良い	パターン 1	・水道法施行細則（区規則）により受検報告書を求めている。
	パターン 2	・登録検査機関からの報告がなかった簡易専用水道施設の設置者に対しては、直接通知を送付し、報告を求めている。 ・検査結果書の写しを提出させている。
	パターン 3	・設置者からの報告はほとんどない。
悪い	パターン 1	・無
	パターン 2	・本来、法細則規定の簡易専用水道受検報告書は設置者から、直接自治体に提出されるものであるため、報告書をはがき形式とし、個人情報保護シールとともに登録検査機関に配布している。
	パターン 3	・無

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.3.4. 自治体から簡易専用水道検査機関への代行報告要請としての手法

事例		概要
良い	パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府が、本市を含む府内の自治体を取りまとめて代行報告を要請している。
	パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ・事例として、本県では要領により「検査の結果、判定基準に適合しなかった貯水槽水道の県への報告」が定められており、その報告にあわせて受検した全ての貯水槽水道の報告がある。 ・毎年度、厚労省のHPで県内の登録検査機関を確認し、代理報告の依頼を行う。
	パターン 3	<ul style="list-style-type: none"> ・本都所管地域を検査区域としている検査機関に対して、文書で代行報告を依頼している。また、検査機関に報告様式を提示している。 ・公文書による報告依頼をしている。 ・事例として、本県では要領により「検査の結果、判定基準に適合しなかった貯水槽水道の県への報告」が定められており、その報告にあわせて受検した全ての貯水槽水道の報告がある。 ・以前から報告をいただいておりますが、当初どういったやり取りがあったかは把握していない。また、新たに登録された機関については口頭もしくは書面での情報提供をお願いしている。
悪い	パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ・無
	パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者が自ら報告してくることがほとんどないため、検査機関が代行報告した方がよいと思う。 ・代行報告の要請はしていない。自主的に取りまとめの上、登録検査機関が報告書を提出している。
	パターン 3	<ul style="list-style-type: none"> ・無

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.3.5. 簡易専用水道検査機関から自治体への代行報告の手法に関する事例

事例		概要
良い	パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ・統一書式のデータによる報告があれば、集計が簡便化できると考えている。 ・検査を実施した登録検査機関から、設置者から預かった受検報告書を月毎にまとめて提出してもらっている。
	パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ・事例として、本県では要領により「検査の結果、判定基準に適合しなかった貯水槽水道の県への報告」が定められており、その報告にあわせて受検した全ての貯水槽水道の報告がある。 ・年度末に管内で行った施設について、検査結果を情報提供してもらっている。 ・検査件数の多い登録検査機関からは、毎月、前月分の検査状況がデータで送付される。検査件数の少ない登録検査機関からは、随時、データが送付される。 ・一定期間中の実施施設一覧と各施設の検査結果書を紙で受け取っている。 ・検査報告書を月報として受領している。
	パターン 3	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の結果、特に衛生上の問題が認められた場合、設置者は自治体に報告することとされている（平成 15 年 7 月 23 日厚労省告示第 262 号）。しかし、設置者が検査結果を隠匿する目的で、検査結果を報告しないおそれがある。代行報告では、検査機関が設置者の了解を得る必要がある（平成 22 年 3 月 25 日付健水発 0325 第 5 号 二）ため、設置者が代行報告を了解しなければ、自治体はこの実態を把握することができない。 ・登録検査機関から毎年度、簡易専用水道の届出状況の開示請求が行われている。これに対し、当自治体から登録検査機関に対し代行報告を行っている。両者の内容を突合することにより、未受検施設及び未届出施設を把握している。 ・事例として、本県では要領により「検査の結果、判定基準に適合しなかった貯水槽水道の県への報告」が定められており、その報告にあわせて受検した全ての貯水槽水道の報告がある。 ・貯水槽設置者から許可を得られた場合に限り、保健所への代行報告を行っているようである。

悪い	パターン 1	・代行報告とすれば実施した全ての受検について把握が可能と思われるが、実施する場合は、水道法に規定する必要がある。(登録検査機関に多大な労力を負わせることと個人情報保護の観点のため)
	パターン 2	・無
	パターン 3	・郵送により報告してもらっている。

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.4. 貯水槽水道の設置者の啓発

4.1.4.1. 受検率向上のために、各自治体が主に行っている取り組み

事例		概 要
良い	パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ・未受験施設への受験指導（通知発送、電話、施設確認）を行っている。 ・1年に1回法定検査未受検の施設に対し、受験指導を実施している。 ・検査を実施していない施設に対しての電話や文書、訪問による指導（可能な範囲で）を行っている。また、パンフレットを配布している。
	パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易専用水道に関しては、未受験施設に対し受験を促す指導文書を送付している。その他の貯水槽水道に関しては、特段の対応はしていない。 ・受検施設のうち希望者に対し、施設のエントランス等に貼る検査済みステッカーを交付している。 ・未受験施設に対し、法定検査を受検するよう通知文を送付している。 ・年度始めに昨年度未実施施設に自治体から指導している。新規届出があった際に維持管理について通知している。また、登録検査機関に対して情報提供している。 ・検査機関と連携し、未受験者(施設)には文書で指導する。
	パターン 3	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易専用水道台帳と受験報告を突合し、未受験施設の設置者に受験を指導している。 ・登録検査機関から毎年度、簡易専用水道の届出状況の開示請求が行われている。これに対し、当自治体から登録検査機関に対し代行報告を行っている。両者の内容を突合することにより、未受験施設及び未届出施設を把握している。 ・対象施設と受検率の情報を、県、水道事業体、登録簡易専用水道検査機関の3者で共有している。 ・イベント等でリーフレットの配布している。 ・簡易専用水道の設置届出時にてびきを渡し説明している。
悪い	パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ・水道局と保健所の連名で、対象施設あてに受験を促す文書の送付。広報誌・パンフレット・ホームページ等による啓発。小規模貯水槽水道については、水道局が訪問点検時に助言等を行っている。 ・未受験施設への文書による受験勧奨を行っている。
	パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査機関との連携および他部局との連携を図っている。 ・ホームページや市の広報紙への情報掲載を行っている。 ・ホームページにより周知を図っている。 ・未受験施設を抽出し、受験の督促のための現場調査等を実施している。
	パターン 3	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者又は管理者への複数回の電話及び現場での指導を徹底する。施設がなくなったときの廃止届の提出を促している。 ・ホームページにより周知を図っている。

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.4.2. 今は取り組んでいないが、今後取り組む予定又は取り入れると効果的であろうと思われる取り組み

事例		概要
良い	パターン 1	・無
	パターン 2	・未受検施設に対し立入指導を行うことで、ある程度の効果が期待できると考える。 ・継続的に立入検査を実施し、指導、助言を現場で行う。
	パターン 3	・貯水道水道設置者に対するリーフレット等による普及啓発を行う。 ・継続的に立入検査を実施し、指導、助言を現場で行う。
悪い	パターン 1	・無
	パターン 2	・無
	パターン 3	・無

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.5. 貯水槽水道の未受検施設への指導

4.1.5.1. 検査を実施していない設置者への有効な指導方法

事例		概要
良い	パターン 1	・通知や電話等により指導する。 ・粘り強い指導が必要になると考える。 ・パンフレットの配布による啓発を実施する。電話・訪問による指導を行う。
	パターン 2	・各市町村における広報誌等での検査促進の広報等により啓発活動を行う。 ・検査の必要性を丁寧に説明し、継続的に指導していくことが最善と考える。 ・検査を実施していない設置者へ、通知→指導票→内容証明郵便での送付を行っているが、内容証明郵便を使うとほぼすべての設置者が受検を考える。 ・継続的に立入検査を実施し、指導、助言を現場で行う。 ・文書の通知をしている。
	パターン 3	・電話や書面により受検を指導する。 ・各市町村における広報誌等での検査促進の広報等により啓発活動を行う。 ・継続的に立入検査を実施し、指導、助言を現場で行う。 ・未受検がわかった場合は指導する。有効な方法があれば今後の参考にしたい。
悪い	パターン 1	・無
	パターン 2	・罰則規定の明示することや、規定の存在を承知しながら受検しないなど悪質な場合は、警察への告発を検討することを伝え、遵法について指導している。
	パターン 3	・複数回の電話連絡又は現場施設への立ち入りを行う。

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.5.2. 指導しても改善しない設置者への有効な指導方法

事例		概要
良い	パターン 1	・法的には罰則規定もあることを示しながら、根気強く指導を行う必要がある。
	パターン 2	・検査の必要性を丁寧に説明し、継続的に指導していくことが最善と考える。 ・対応に苦慮している。
	パターン 3	・現場に赴いて受検を指導する。 ・指導を続ける。
悪い	パターン 1	・無
	パターン 2	・無
	パターン 3	・無

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.5.3. 指導しても改善しない設置者へ罰則が適用できない理由

事例		概要
良い	パターン 1	・簡易専用水道施設に係る指導については、改善しない設置者への罰則適用が主ではなく、貯水槽の管理を適切に行い、衛生的な水が使用者に供給されることを目的としており、設置者に対する粘り強い指導が必要と考える。再三の指導にも関わらず、改善しない場合には、最終的に罰則の適用を検討することになると考える。
	パターン 2	・小規模貯水槽水道に対する水道法又は条例に基づく罰則規定が無い。 ・罰則適用は、定期的な受検につながる措置ではない場合も考えられる。 ・告発が前提であれば、指導の履歴を残さないといけないが、貯水槽水道の担当職員は一人しかいないうえ、他の業務と兼任しているため、こまめな指導ができていない。 ・罰則を適用する事例がない。
	パターン 3	・罰則の適用（捜査機関への告発）は、単に検査を受けていないことのみを以て行うのではなく、健康被害の発生状況や社会的影響等を考慮して行うものと考えられる。所管区域内において、これまで罰則の適用が必要と判断された事例はない。 ・罰則適用を検討するような悪質な事例がない。 ・小規模貯水槽水道に対する水道法又は条例に基づく罰則規定が無い。 ・指導により改善するため、設置者へ罰則を適用する必要がない。 ・現在受検していない施設の正確な把握ができていない。
悪い	パターン 1	・無
	パターン 2	・現在の人員体制では対応が困難である。 ・告発を行うことはできるが、罰則を適用するのは警察であり、自治体ではない。受検しないからといって、貯水槽の清掃や水質検査を行ってれば、給水停止命令を適用する根拠とはならない。
	パターン 3	・無

*指導しても改善しない設置者へ罰則が適用できない主な理由を黄色く標示した。

4.1.5.4. 水道法等や貯水槽水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（厚生労働省告示第 262 号）について、こうあれば指導がやりやすい又は有効だと思われる事例

事例		概要
良い	パターン 1	・無
	パターン 2	・無
	パターン 3	・無
悪い	パターン 1	・無
	パターン 2	・告示第七の 3 において、検査の結果、特に衛生上問題があった場合、設置者に対し、所管する都道府県知事にその旨を報告するように助言することになっているが、問題があった場合、検査機関も都道府県知事に報告し、都道府県知事が衛生上の指導を行う、とした方がよい。 ・34 条の 2 の簡易専用水道の規定を「有効容量 1 0 m ³ 超える」場合とする、明確な根拠と検査の有効性に関する根拠を明示することが必要であると考えている。
	パターン 3	・無

*採用可能な新しい提案を黄色く標示した。

4.1.5.5. 貯水槽水道の指導について、条例制定が難しい理由

事例		概要
良い	パターン 1	・現状の法令体系で指導できている。 ・簡易専用水道については高槻市簡易専用水道管理運営指導要綱を、有効容量が 1 0 立米以下の貯水槽水道については高槻市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領を定めている。 ・条例整備までせずとも、登録検査機関・水道局・その他関係部署と連携して情報共有し、それに基づき根気よく指導を行えば、受験率向上を目指せるものと考えられる。
	パターン 2	・設置状況によっては、過度の負担となることも考えられる。 ・人員不足の為、これ以上の業務負担はかけられない。
	パターン 3	・要領により特に問題なく指導が行われているため、条例制定は検討していない。 ・現在規則や要綱を定め、水道事業者と連携し指導しており、条例制定まで考えていない。
悪い	パターン 1	・県簡易専用水道事務取扱要領、県飲用井戸等衛生対策要領により実施しており、特に問題は生じていない。
	パターン 2	・要領により指導しており、また、市に権限移譲済みであって一部の町村も権限移譲している状況を鑑みると条例である必要性は低い。 ・個人が所有する小規模の受水槽まで対象にするのか、また、対象外とする貯水槽を定めた場合、対象とする貯水槽との線引きをどのようにするのが問題となる。(清掃、検査は金銭的に負担となるため) ・法および要綱で適切に指導している。 ・現況で給水に関する重大な事故はほとんど起きていない。また、貯水槽水道の全数は、毎年減少傾向にある。老朽化し、衛生上問題となる給水設備が、建物の取壊し等で減少していく中で、条例で衛生基準を定める理由が、見当たらない。
	パターン 3	・法および要綱で適切に指導している。

*条例制定が難しい主な理由を黄色く標示した。

4.2. 管理指針（案）の作成

以上の検討を踏まえ、かつ各自治体の貯水槽水道関連指導監督要綱・要領等を参考し、自治体において貯水槽水道を適切に管理するための指針（案）を以下のように取りまとめた。

貯水槽水道の適切な管理に関する指針（案）

第1 趣旨

この指針は、水道水質の管理水準の向上を図る一環として、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和32年政令第366号）及び同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもの、飲用井戸等衛生対策要領の実施について（昭和62年1月29日衛水第12号）、貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について（平成22年3月25日健水発0325第5号）、その他先進自治体による取組事例を参考に貯水槽水道の受検状況把握方法の改善及び受検率向上に向けた貯水槽水道の適正な管理向上ために有効な取組を整理したものである。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 貯水槽水道：簡易専用水道及び小規模貯水槽水道をいう。
- (2) 簡易専用水道：法第3条第1項第6号に規定する簡易専用水道をいう。
- (3) 小規模貯水槽水道：水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする給水設備を設けて飲料水を供給するもののうち、受水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のものをいう。
- (4) 有効容量：受水槽で適正に利用されることが可能な容量。水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水量。受水槽が複数ある場合はその合計とし、直接水道水を受けない高置水槽等の容量は含まないものとする。
- (5) 給水設備：貯水槽を設けて飲料水を供給するための設備であって、貯水槽、給水管及びこれらに付帯する用具の総体をいう。
- (6) 貯水槽：受水槽、高置水槽及び圧力水槽をいう。
- (7) 受水槽：水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽をいう。
- (8) 設置者：貯水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該給水設備の管理について権限を有する者をいう。
- (9) 管理者：設置者の委託を受け、貯水槽水道の維持管理に直接携わる者をいう。
- (10) 検査機関：法第34条の2第2項の規定に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた検査機関及び地方公共団体の検査機関をいう。
- (11) 水道事業者：法第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいう。
- (12) 法定検査：法第34条の2第2項に規定する検査をいう。
- (13) 立入検査等：法第39条第3項に規定する報告の徴収及び立入検査をいう。
- (14) 利用者：貯水槽水道から供給を受ける者をいう。

第3 実施主体

この指針に基づく貯水槽水道の管理向上のための取組は、自治体が主体となり、設置者に対して必要な対応を求めるとともに、水道事業者、検査機関等関係機関の協力を得て実施するものとする。

第4 対象施設

この指針において対象とする施設は、市町村域に設置される貯水槽水道とする。

第5 貯水槽水道に係る条例制定・要綱の策定

自治体は、貯水槽水道の受検状況把握方法の改善及び受検率向上に向けた貯水槽水道の適正な管理指導を行うため、以下の内容を含む条例の制定又は要綱等の策定を行うものとする。

第6 貯水槽水道設置状況の把握

貯水槽水道設置数の把握については、次のとおりとする。

(1) 自治体を実施すること

- ①自治体は、条例・要綱等により貯水槽水道の設置・変更・廃止に係る設置者からの届出を義務付け、施設の設置状況の把握を行うものとする。
- ②自治体は、貯水槽水道の設置場所、設置者、受検状況、指導履歴等指導に必要な情報が記載された「貯水槽水道施設台帳」を作成し、これを常に整理するものとする。
- ③自治体は、水道事業者に、容量不明の貯水槽水道、貯水槽水道の新設、構造等の変更及び廃止についての状況の把握について協力を依頼し、定期的に報告を受けるものとする。
- ④水道事業者及び検査機関に対し、定期的に台帳の写しを送付するものとする。

(2) 水道事業者が実施すること

- ①水道事業者は、給水の申込み等により、貯水槽水道の設置・変更・廃止を把握したときは、当該設置者に対し、自治体へ届出を行うよう助言するものとする。
- ②水道事業者は、給水区域内に新たに設置された貯水槽水道の設置場所等について、定期的に所管自治体あてに情報提供するものとする。

(3) 登録簡易専用水道検査機関が実施すること

検査機関は、検査を実施した貯水槽水道について、その設置者が貯水槽水道設置届等必要な届出をしていないことを把握した場合は、設置者に対し届出を行うよう助言するとともに、所管自治体に連絡するものとする。

(4) 貯水槽水道設置者が実施すること

設置者は、施設の設置等により必要となったとき又は水道事業者の助言或いは自治体の指導があったときは、速やかに届出を行うものとする。

- ① 施設を設置したとき（設置の届出）
- ② ①の届出内容を変更したとき（変更の届出）
- ③ 施設を廃止したとき（廃止の届出）

第7 貯水槽水道受検施設状況の把握

貯水槽水道受検施設状況の把握については、次のとおりとする。

(1) 自治体を実施すること

- ①自治体は、条例・要綱により設置者からの受検報告を義務付け、受検状況を直接把握できるよう努めることとする。また、その報告を検査機関が代行でできるよう規定することが望ましい。
- ②自治体は、登録検査機関からの報告がなかった施設に対して、設置者宛てに通知を行い、受検報告を求めるとともに、未受検施設に対して受検指導を行う。
- ③自治体は、毎年事業計画を作成し、全施設の約20%に水道法第39条第3項に基づく立入検査を行うものとする。その際に検査を受検していない施設については、受検するよう指導するものとする。
- ④自治体は、設置者の設置届又は水道事業者の情報提供により、貯水槽水道の設置情報を入手した場合、検査機関に通知するものとする。
- ⑤自治体は、常に最新の管内を検査区域とする登録検査機関リストを把握し、新たに登録された機関については、自治体の取組を説明し、依頼事項を伝えるものとする。
- ⑥自治体は、検査機関に対して、設置者等の同意を得た上で、毎月の管轄区域内の検査状況について翌月末日までに、受検報告の写し等により報告することを依頼するものとする。予め検査機関に対し報告様式をはがきにして配布することにより、検査機関が報告の代行を効率的に行うことができるようにすることが望ましい。また、設置者の同意が得られなかった場合も、その件数を合わせて報告するよう求めるものとする。
- ⑦自治体は、貯水槽水道の管理水準向上のために必要なときは、設置者の同意を得たうえで、検査機関に対して受検状況及び施設の管理状況に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(2) 貯水槽水道設置者が実施すること

- ①貯水槽水道の設置者は、検査を受けたときは、条例、要綱に基づいて、その結果を(1)①により自治体に対して報告するものとする。この場合において、当該貯水槽水道の設置者の同意がある場合に

あつては、検査実施機関が当該貯水槽水道の設置者に代わつて、その結果を報告することができるものとする。

(3) 登録検査機関が実施すること

- ①検査実施期間は設置者の同意を得たうえで、法定検査の結果を自治体あてに積極的に代行報告する。同意が得られない場合にも件数等検査実績の概要について、自治体に報告するとともに、設置者に対して、自治体への受検報告を助言する。
- ②検査機関は(1)⑦による自治体からの情報提供依頼に協力するものとする。

第8 貯水槽水道設置者の啓発

(1) 自治体がすること

自治体は、貯水槽水道設置者に対し、貯水槽水道の管理に係る意識の向上について、次のとおり努めるものとする。

- ①自治体は、貯水槽水道施設の設置者又は管理者及び貯水槽水道施設の利用者に対し、リーフレット、パンフレット及びホームページ等の活用による情報提供や定期的な講習会の開催等により、施設の維持管理及び検査の重要性に関する啓発を図るものとする。
- ②自治体は、受検施設に対し、施設のエントランス等に貼る検査済みステッカーを交付するなど設置者や利用者の管理意識の向上に努めるものとする。
- ③自治体は、一定期間連続して受検して問題がなかった貯水槽水道施設の設置者に対する優遇策を検討するものとする。
- ④自治体は、貯水槽水道の設置届出時に、貯水槽水道の種類に応じた適切な管理と検査の実施に関する説明をするものとする。

第9 貯水槽水道未受検施設の設置者への指導

(1) 自治体がすること

自治体は、検査が適切に受検されていない施設の設置者に対し、次の通り指導を行うものとする。

- ①自治体は、水道事業者の報告等により貯水槽水の設置を知ったときは、当該設置者に検査の実施その他水道法に規定する適切な管理をするよう指導するものとする。
- ②自治体は、毎年貯水槽水道施設台帳と検査機関からの報告を照合し、報告がなかった施設の設置者に対して、速やかに検査を受けるよう指導するものとする。指導は、通知、指導票、内容証明郵便等を活用することが望ましい。
- ③自治体は、年間の事業計画に基づく立入検査を行った際に、検査を実施していないことが判明した場合は、文書交付による指導を行うものとする。
- ④自治体は、隣接自治体に跨つて設置されている貯水槽水道について、隣接自治体及び設置者と届出先を協議し、協議結果に従い届出を指導するものとする。
- ⑤自治体は、簡易専用水道において、設置者の管理が不相当で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう法第36条第3項に基づく改善の指示を検討するものとする。また、この改善の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康・利益を阻害するおそれのある場合は、改善するまでの間、水道法第37条の規定に基づく給水の停止命令を検討するものとする。
- ⑥自治体は、法定検査を受検しない簡易専用水道の設置者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関により、簡易専用水道の管理状況について検査を受けることが義務付けられ、検査を怠った場合、罰則が適用される場合があることを指導するものとする。(水道法第54条)
- ⑦自治体は、指導しても改善しない設置者に対し、警察への告発を検討することを伝え、遵法について指導するものとする。
- ⑧自治体は、設置者が今後も貯水槽水道の管理が不十分となり、改善することが難しいと判断した場合は、直結給水方式に切り替えるよう指導することが望ましい。

第10 「水道水質関連調査」の精度の向上

(1) 自治体がすること

本調査は受検率の把握の重要な根拠となるものであり、自治体は本調査の精度を向上させるために、次のとおり対応するものとする。

- ①自治体は当該調査において、調査を担当する者を指定し、経験者或いは業務マニュアルによる指導を実施し、調査中のミスをなくすものとする。
- ②当該調査の担当者は、集計表にエラーが出た場合や数値が明らかに異常と感じたときは、その原因を究明し、解消するものとする。
- ③当該調査の担当者は、集計タグの計算セルの関数の再確認を行うものとする。
- ④当該調査の担当者は、前年度の「水道水質関連調査」結果に照合して、当該年度の実際の紙ベースでの届出や廃止件数を加除した数値が、当該年度の数値と一致することを確認するものとする。
- ⑤自治体は、「水道水質関連調査」の検査実施施設数と登録機関による「簡易専用水道管理状況調査」の検査実施施設数を照合し、大きく乖離しているときは、原因を究明するものとする。
- ⑥都道府県は、各自治体からの報告を集計する際に、記入漏れ、異常値等が無いかを確認し、必要に応じ報告した自治体に問い合わせるものとする。

5 ベンチマーキング手法の貯水槽水道への適用についての検討

指針案に沿って、以下、指針案の骨子となっている五つの項目について、自治体、水道事業者、設置者及び簡易専用水道検査機関を主体とした場合の受検率向上に関する取組項目を抜き出した。

1. 貯水槽水道の設置状況の把握
2. 貯水槽水道の受検施設状況の把握
3. 貯水槽水道の設置者の啓発
4. 貯水槽水道の未受検施設への指導
5. 「水道水質関連調査」の精度の向上

5.1. 自治体を主体とした場合

5.1.1. 貯水槽水道の設置状況の把握

No.	取組項目	チェック欄
1	自治体は、条例・要綱等により貯水槽水道の設置・変更・廃止に係る設置者からの届出を義務付け、施設の設置状況の把握を行うものとする。	
2	自治体は、貯水槽水道の設置場所、設置者、受検状況、指導履歴等指導に必要な情報が記載された「貯水槽水道施設台帳」を作成し、これを常に整理するものとする。	
3	自治体は、水道事業者に、容量不明の貯水槽水道、貯水槽水道の新設、構造等の変更及び廃止についての状況の把握について協力を依頼し、定期的に報告を受けるものとする。	
4	水道事業者及び検査機関に対し、定期的に台帳の写しを送付するものとする。	

5.1.2. 貯水槽水道の受検施設状況の把握

No.	取組項目	チェック欄
1	自治体は、条例・要綱により設置者からの受検報告を義務付け、受検状況を直接把握できるよう努めることとする。また、その報告を検査機関が代行でできるよう規定することが望ましい。	
2	自治体は、登録検査機関からの報告がなかった施設に対して、設置者宛てに通知を行い、受検報告を求めるとともに、未受検施設に対して受検指導を行う。	
3	自治体は、毎年事業計画を作成し、全施設の約 20%に水道法第 39 条第 3 項に基づく立入検査を行うものとする。その際に検査を受検していない施設については、受検するよう指導するものとする。	
4	自治体は、設置者の設置届又は水道事業者の情報提供により、貯水槽水道の設置情報を入手した場合、検査機関に通知するものとする。	
5	自治体は、常に最新の管内を検査区域とする登録検査機関リストを把握し、新たに登録された機関については、自治体の取組を説明し、依頼事項を伝えるものとする。	
6	自治体は、検査機関に対して、設置者等の同意を得た上で、毎月の管轄区域内の検査状況について翌月末日までに、受検報告の写し等により報告することを依頼するものとする。予め検査機関に対し報告様式をはがきにして配布することにより、検査機関が報告の代行を効率的に行うことができるようにすることが望ましい。また、設置者の同意が得られなかった場合も、その件数を合わせて報告するよう求めるものとする。	
7	自治体は、貯水槽水道の管理水準向上のために必要なときは、設置者の同意を得たうえで、検査機関に対して受検状況及び施設の管理状況に関する情報の提供を求めることができるものとする。	

5.1.3. 貯水槽水道の設置者の啓発

No.	取組項目	チェック欄
1	自治体は、貯水槽水道施設の設置者又は管理者及び貯水槽水道施設の利用者に対し、リーフレット、パンフレット及びホームページ等の活用による情報提供や定期的な講習会の開催等により、施設の維持管理及び検査の重要性に関する啓発を図るものとする。	
2	自治体は、受検施設に対し、施設のエントランス等に貼る検査済みステッカーを交付するなど設置者や利用者の管理意識の向上に努めるものとする。	

3	自治体は、一定期間連続して受検して問題がなかった貯水槽水道施設の設置者に対する優遇策を検討するものとする。	
4	自治体は、貯水槽水道の設置届出時に、貯水槽水道の種類に応じた適切な管理と検査の実施に関する説明をするものとする。	

5.1.4. 貯水槽水道の未受検施設への指導

No.	取組項目	チェック欄
1	自治体は、水道事業者の報告等により貯水槽水の設置を知ったときは、当該設置者に検査の実施その他水道法に規定する適切な管理をするよう指導するものとする。	
2	自治体は、毎年貯水槽水道施設台帳と検査機関からの報告を照合し、報告がなかった施設の設置者に対して、速やかに検査を受けるよう指導するものとする。指導は、通知、指導票、内容証明郵便等を活用することが望ましい。	
3	自治体は、年間の事業計画に基づく立入検査を行った際に、検査を実施していないことが判明した場合は、文書交付による指導を行うものとする。	
4	自治体は、隣接自治体に跨って設置されている貯水槽水道について、隣接自治体及び設置者と届出先を協議し、協議結果に従い届出を指導するものとする。	
5	自治体は、簡易専用水道において、設置者の管理が不相当で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう法第36条第3項に基づく改善の指示を検討するものとする。また、この改善の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康・利益を阻害するおそれのある場合は、改善するまでの間、水道法第37条の規定に基づく給水の停止命令を検討するものとする。	
6	自治体は、法定検査を受検しない簡易専用水道の設置者に対し、1年以内ごとに1回、定期に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関により、簡易専用水道の管理状況について検査を受けることが義務付けられ、検査を怠った場合、罰則が適用される場合があることを指導するものとする。(水道法第54条)	
7	自治体は、指導しても改善しない設置者に対し、警察への告発を検討することを伝え、遵法について指導するものとする。	
8	自治体は、設置者が今後も貯水槽水道の管理が不十分となり、改善することが難しいと判断した場合は、直結給水方式に切り替えるよう指導することが望ましい。	

5.1.5. 「水道水質関連調査」の精度の向上

No.	取組項目	チェック欄
1	自治体は当該調査において、調査を担当する者を指定し、経験者或いは業務マニュアルによる指導を実施し、調査中のミスをなくすものとする。	
2	当該調査の担当者は、集計表にエラーが出た場合や数値が明らかに異常と感じたときは、その原因を究明し、解消するものとする。	
3	当該調査の担当者は、集計タグの計算セルの関数の再確認を行うものとする。	
4	当該調査の担当者は、前年度の「水道水質関連調査」結果に照合して、当該年度の実際の紙ベースでの届出や廃止件数を加除した数値が、当該年度の数値と一致することを確認するものとする。	
5	自治体は、「水道水質関連調査」の検査実施施設数と登録機関による「簡易専用水道管理状況調査」の検査実施施設数を照合し、大きく乖離しているときは、原因を究明するものとする。	
6	都道府県は、各自治体からの報告を集計する際に、記入漏れ、異常値等が無いかを確認し、必要に応じ報告した自治体に問い合わせさせて修正報告を求めるものとする。	

5.2. 水道事業者を主体とした場合

5.2.1. 貯水槽水道の設置状況の把握

No.	取組項目	チェック欄
1	水道事業者は、給水の申込み等により、貯水槽水道の設置・変更・廃止を把握したときは、当該設置者に対し、自治体へ届出を行うよう助言するものとする。	
2	水道事業者は、給水区域内に新たに設置された貯水槽水道の設置場所等について、定期的に所管自治体あてに情報提供するものとする。	

5.2.2. 貯水槽水道の受検施設状況の把握

No.	取組項目	チェック欄
1	無	

5.2.3. 貯水槽水道の設置者の啓発

No.	取組項目	チェック欄
1	無	

5.2.4. 貯水槽水道の未受検施設への指導

No.	取組項目	チェック欄
1	無	

5.2.5. 「水道水質関連調査」の精度の向上

No.	取組項目	チェック欄
1	無	

5.3. 簡易専用水道検査機関を主体とした場合

5.3.1. 貯水槽水道の設置状況の把握

No.	取組項目	チェック欄
1	検査機関は、検査を実施した貯水槽水道について、その設置者が貯水槽水道設置届等必要な届出をしていないことを把握した場合は、設置者に対し届出を行うよう助言するとともに、所管自治体に連絡するものとする。	

5.3.2. 貯水槽水道の受検施設状況の把握

No.	取組項目	チェック欄
1	検査実施期間は設置者の同意を得たうえで、法定検査の結果を自治体あてに積極的に代行報告する。同意が得られない場合にも件数等検査実績の概要について、自治体に報告するとともに、設置者に対して、自治体への受検報告を助言する。	
2	検査機関は自治体からの受検状況及び施設の管理状況に関する情報提供依頼に協力するものとする。	

5.3.3. 貯水槽水道の設置者の啓発

No.	取組項目	チェック欄
1	無	

5.3.4. 貯水槽水道の未受検施設への指導

No.	取組項目	チェック欄
1	無	

5.3.5. 「水道水質関連調査」の精度の向上

No.	取組項目	チェック欄
1	無	

5.4. 設置者を主体とした場合

5.4.1. 貯水槽水道の設置状況の把握

No.	取組項目	チェック欄
1	設置者は、施設の設置等により必要となったとき又は水道事業者の助言或いは自治体の指導があったときは、速やかに届出を行うものとする。 ① 施設を設置したとき（設置の届出） ② ①の届出内容を変更したとき（変更の届出） ③ 施設を廃止したとき（廃止の届出）	

5.4.2. 貯水槽水道の受検施設状況の把握

No.	取組項目	チェック欄
1	貯水槽水道の設置者は、検査を受けたときは、条例、要綱に基づいて、その結果を自治体に対して報告するものとする。この場合において、当該貯水槽水道の設置者の同意がある場合にあっては、検査実施機関が当該貯水槽水道の設置者に代わって、その結果を報告することができるものとする。	

5.4.3. 貯水槽水道の設置者の啓発

No.	取組項目	チェック欄
1	無	

5.4.4. 貯水槽水道の未受検施設への指導

No.	取組項目	チェック欄
1	無	

5.4.5. 「水道水質関連調査」の精度の向上

No.	取組項目	チェック欄
1	無	

6 今後の課題

【来年度以降の計画】

本調査により作成した指針案について、より貯水槽水道の水質管理の向上に対して効率的な取り組みを示すものとなるよう、自治体、水道事業者、簡易専用水道検査機関及び設置者に対して、広く意見聴取を行い、指針案を充実させるものとする。また、今年度実施したアンケートで得られた取り組みに関して、現在は導入が難しいものについても、より一層取組の強化を図る方策についても検討するものとする。

7 付録

7.1. 添付資料1 アンケート調査票

調 査 票

* 下記質問の内、選択問題では設問の後ろのをコピーして該当する回答欄のと引き換えてください。
なお、選択問題は複数選択可能です。

1. 所管地域の貯水槽水道の管理状況について、

設問① 所管地域の貯水槽水道の管理状況をどのように把握されていますか？

問題ない

懸念がある

分からない

気にしていない

管理レベル向上の必要性を感じている

管理レベル向上の必要性を感じていない

その他 ()

2. 「水道水質関連調査」について、

設問① 調査の担当者は代わりますか？

代わらない

代わる

設問② 設問①で「代わる」を選択された場合、直近5年間の担当者の交代回数をお教えてください

1回

2回

3回

4回

5回

設問③ 設問①で「代わる」を選択された場合、業務の引き継ぎについて、お教えてください。

経験者が指導する

経験者の指導はないが、業務マニュアルがある（データ合計の確認等注意事項）

上記の指導、マニュアルがなく、一から始める

設問④ 「水道水質関連調査」における FILE03 ファイルの集計表の様式4-1の簡易専用水道の1.
②の数値は、様式4-2の簡易専用水道の2. ②+3. ②の数値と同じになるはずですが、その点を確認しながら回答を作成されていますか？

確認した

確認しなかった

知らなかった

今後確認する

設問⑤ 設問④で「確認した」を選択された場合、数値が異なると、原因を究明されますか？

原因を究明した

原因を究明しなかった

設問⑥ 設問⑤で、原因が分かった場合、概要をお教えてください。

回答：

設問⑦ 設問⑤で、原因を究明されなかった場合、その理由をお教えてください。

回答：

設問⑧ 集計データの精度の向上のための取り組み、工夫等がございましたら、お教えてください。

回答：

3. 貯水槽水道の受検率把握方法の改善について、

設問① 貴自治体の現在の貯水槽水道の受検率把握方法をお教えてください。

回答：

設問② 貯水槽水道の受検率把握方法の改善が必要と考えていらっしゃいますか？

考えている

考えていない

設問③ 設問②で、「考えている」を選択された場合、改善の方向性をお教えてください。

回答：

設問④ 設問②で、「考えていない」を選択された場合、その理由をお教えてください。

回答：

4. 対象施設の把握について、

設問① 対象施設数はどのように把握されていますか？

設置届け出

水道事業者

その他 ()

設問② 貴自治体における対象施設把握が不十分な場合、把握するための方法がございましたら、お教えてください。

回答：

設問③ 複数の自治体を対象（検査区域）とする登録簡易専用水道検査機関における集計数値に対する確認法に関する事例あるいはお考えがございましたら、お教えてください。

回答：

設問④ 水道事業者から貴自治体に対する貯水槽水道の設置情報を共有するための方法あるいは改善に関するお考えがございましたら、お教えてください。

回答：

設問⑤ 貯水槽設置状況についての台帳等を作成されていますか？

作成している

作成していない

設問⑥ 貯水槽水道の設置状況に関する台帳整備状況及びその更新方法について、お教えてください。

回答：

5. 検査実施施設の把握について、

設問① 検査実施施設はどうやって把握していますか？

- 登録検査機関から報告を受けている
- 登録検査機関に聞きに行っている
- 設置者から連絡
- 設置者への報告徴収
- 地方公共団体による検査
- その他 ()

設問② 検査実施状況に関して、貯水槽水道設置者から貴自治体に直接報告する場合の手法に関する事例あるいはお考えがございましたら、お教えてください。

回答：

設問③ 検査実施状況に関して、貴自治体から簡易専用水道検査機関への代行報告要請としての手法に関する事例あるいはお考えがございましたら、お教えてください。

回答：

設問④ 検査実施状況に関して、簡易専用水道検査機関から貴自治体への代行報告の手法に関する事例あるいはお考えがございましたら、お教えてください。

回答：

6. 貯水槽水道の受検率向上について

設問① 貯水槽水道の受検率の向上が必要と考えていらっしゃいますか？

- 考えている
- 考えていない

設問② 設問①で、「考えていない」を選択された場合、その理由をお教えてください。

回答：

設問③ 受検率向上のために、貴自治体が主に行っている取り組みがございましたら、お教えてください。

回答：

設問④ 今は取り組んでいないが、今後取り組む予定又は取り入れると効果的であろうと思われる取り組みがございましたら、お教えてください。

回答：

設問⑤ 今までの経験から、取り入れてあまり効果がなかった取り組みがございましたら、その理由も合わせて、お教えてください。

回答：

設問⑥ 検査を実施していない設置者への有効な指導方法に関する事例あるいはお考えがございましたら、お教えてください。

回答：

設問⑦ 指導しても改善しない設置者への有効な指導方法の事例あるいはお考えがございましたら、お教えてください。

回答：

設問⑧ 指導しても改善しない設置者への水道法又は条例に基づく罰則適用事例がございましたら、お教えください。

回答：

設問⑨ 罰則適用の事例が無い場合、指導しても改善しない設置者へ罰則が適用できない理由等をお教えください。

回答：

設問⑩ 検査を実施している施設において、受検済みである旨を貯水槽水道使用者（住民等）へ明示（お知らせ）するよう指導していらっしゃいますか。

検査済証の明示 明示場所（ ）

回覧板・掲示板

チラシ

ハガキ

特にしていない

その他（ ）

設問⑪ 水道法等や貯水槽水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（厚生労働省告示第 262 号）について、こうあれば指導がやりやすい又は有効だと思われることがあれば、お教えください。

回答：

設問⑫ 貯水槽水道の指導について、条例制定が難しい理由がございましたら、お教えください。

回答：

7. 情報提供について

設問① 貯水槽水道の管理について、先進的な取り組みのある自治体、水道事業団、保健所、市民団体などをご存知でしたら、お教えください。

回答：

設問② 指導等の根拠となるもの（条例、指導要項等）がございましたら、お教えください。

回答：

設問③ その他のご意見がございましたら、お教えください。

回答：

アンケートは以上です。
御協力いただきありがとうございました。

7.2. 添付資料3 都道府県の貯水槽水道に関する指導権限の移譲状況（平成28年3月現在）

都道府県	貯水槽水道の指導監督等に関する事務の移譲状況（平成28年3月現在）			
	簡易専用水道		小規模貯水槽	
	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降
北海道	委譲済み:すべての市 未委譲:すべての町村	変更なし	委譲済み:すべての市 未委譲:すべての町村	変更なし
青森県	平内町、蓬田村、鱒ヶ沢町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、東通村、五戸町、新郷村に移譲済み 全ての市に移譲	変更なし	町村への移譲なし 全ての市に移譲	変更なし
岩手県	町村への移譲なし 全ての市に移譲	変更なし	町村への移譲なし 全ての市に移譲	変更なし
宮城県	仙台市、気仙沼市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷町（平成27年4月1日現在） * 上記移譲先市を除く各市町村に係る当該事務については、引き続き県の所管課及び各市町村を所管する保健所が担当する。	変更なし	仙台市、気仙沼市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷町（平成27年4月1日現在） * 上記移譲先市を除く各市町村に係る当該事務については、引き続き県の所管課及び各市町村を所管する保健所が担当する。	変更なし
秋田県	市町村への移譲済み（除：八郎潟町、井川町）	変更なし	市町村への移譲済み（除：鹿角市、能代市、藤里町、八郎潟町、井川町、にかほ市）	変更なし
山形県	各市町村に移譲済み	変更なし	県管轄（各市町村と共同監督）	変更なし
福島県	町村への移譲なし 全ての市に移譲	変更なし	町村への移譲なし 全ての市に移譲	変更なし
茨城県	全ての市町村に権限を移譲している。	変更なし	全ての市町村に権限を移譲している。	変更なし

都道府県	貯水槽水道の指導監督等に関する事務の移譲状況(平成28年3月現在)			
	簡易専用水道		小規模貯水槽	
	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降
栃木県	<p>「平成28年3月9日現在」及び「平成28年4月1日以降」ともに移譲の状況は県内全25市町※1のうち、19市町へ移譲済み。</p> <p>移譲していない6市町※2の指導監督等に係る事務は、県の健康福祉センター(保健所)が担当。</p> <p>※1 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町</p> <p>※2 上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町</p>	変更なし	<p>「平成28年3月9日現在」及び「平成28年4月1日以降」ともに移譲の状況は県内全25市町※1すべて未移譲。</p> <p>指導監督等に係る事務は、引き続き保健所設置市(宇都宮市)及び県の健康福祉センター(保健所)が担当。</p> <p>※1 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町</p>	変更なし
群馬県	町村への移譲なし 市への移譲済み	変更なし	町村への移譲なし 市への移譲済み	変更なし
埼玉県	市町村へ移譲済み(除:三芳毛、呂山、越生、ときがわ、横瀬、皆野、長瀬、美里、神川、寄居、杉戸、松伏)	変更なし	町村への移譲なし 市への移譲済み	変更なし
千葉県	全ての市に移譲済み 町村への移譲なし	変更なし	全ての市に移譲済み 町村への移譲なし	変更なし
東京都	町村への移譲なし 法律により、市に権限を移譲したが、町田市、八王子市以外は、市が都に委託して、再び都が管理している。	変更なし	町村への移譲なし 法律により、市に権限を移譲したが、町田市、八王子市以外は、市が都に委託して、再び都が管理している	変更なし

都道府県	貯水槽水道の指導監督等に関する事務の移譲状況(平成28年3月現在)			
	簡易専用水道		小規模貯水槽	
	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降
神奈川県	全ての市に移譲 町村への移譲なし	変更なし	全ての市に移譲 町村への移譲なし	変更なし
新潟県	聖籠町、湯沢町、関川村、粟島浦村 * 上記移譲先町村を除く各町村に係る当該事務については、引き続き県の所管課及び各町村を所管する保健所が担当する。 なお、市は水道法に基づき各市で事務を行っている。	変更なし	全ての市(長岡市の旧南蒲原郡中之島町の区域を除く)、聖籠町、湯沢町、関川村、粟島浦村 補足: 当県では、移譲済市町村においては、水道部局が小規模貯水槽水道の指導を行っているが、旧南蒲原郡中之島町の区域は、見附市が給水していることから、長岡市へ指導権限を移譲しておらず、所管の保健所が指導権限を有している。	変更なし
富山県	市町村長に移譲済み 町村への移譲なし	変更なし	水道法第14条に基づき、各水道事業者で指導等を行っている。	変更なし
石川県	町村への移譲なし 市への移譲済み	変更なし	町村への移譲なし 市への移譲済み	変更なし
福井県	永平寺町、池田町、越前町へ移譲済み 市への移譲済み	変更なし	永平寺町、池田町、越前町へ移譲済み 市への移譲済み	変更なし
山梨県	すべての市(第二次一括法による。)、7町村(山梨県の事務処理の特例に関する条例による。)	変更なし	すべての市(第二次一括法による。)	変更なし
長野県	町村への移譲なし 市への移譲済み	変更なし	町村への移譲なし 市への移譲済み	変更なし
岐阜県	全ての市(21市)に移譲済み 町村への移譲なし	変更なし	全ての市(21市)に移譲済み 町村への移譲なし	変更なし

都道府県	貯水槽水道の指導監督等に関する事務の移譲状況(平成28年3月現在)			
	簡易専用水道		小規模貯水槽	
	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降
静岡県	市町村への移譲済み(除:函南町)	変更なし	町村への移譲なし	変更なし
愛知県	全市に移譲済み 町村への移譲なし	変更なし	全市に移譲済み 町村への移譲なし	変更なし
三重県	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、名張市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市に移譲済み	変更なし	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、津市、伊賀市、名張市、松阪市、伊勢市、志摩市、尾鷲市に移譲済み	変更なし
滋賀県	すべての市町(19市町)に移譲	変更なし	すべての市町(19市町)に移譲	変更なし
京都府	全ての市に移譲済み 町村への移譲なし	変更なし	京都市に移譲済み その他は移譲なし	変更なし
大阪府	・市域 平成25年度の法定移譲に伴い、府内全市へ移譲している。 ・町村域 忠岡町、熊取町については、大阪版地方分権推進制度により、それぞれ平成25年2月、平成26年1月に事務の移譲を行っている。	変更なし	・市域 平成25年度に法定移譲された専用水道・簡易専用水道と併せて、府内全市へ移譲している。 ・町村域 現在、府保健所が所管している。	変更なし
兵庫県	【全市】一括法による権限移譲により、平成25年4月1日から全市へ権限移譲済み 【全町】知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により、平成12年4月1日から全市町へ事務委託(H25.4.1~全市への委託を削除)	変更なし	【全市】飲用井戸等衛生対策要領の改正により、平成25年4月1日から全市へ権限移譲済み 【全町】県(健康福祉事務所)が指導権限を有している	変更なし
奈良県	水道法の適用を受ける旨の説明をして市町村の判断で事務を行っている。	変更なし	簡易専用水道に付随	変更なし

都道府県	貯水槽水道の指導監督等に関する事務の移譲状況(平成28年3月現在)			
	簡易専用水道		小規模貯水槽	
	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降
和歌山県	和歌山県水道条例により、法適用化の平成25年4月1日以前より県全体30市町村(9市20町1村)に権限移譲をしている。	変更なし	和歌山県水道条例により、法適用化の平成25年4月1日以前より県全体30市町村(9市20町1村)に権限移譲をしている。	変更なし
鳥取県	市:法で規定 町村:全町村に都道府県知事の権限を移譲	変更なし	県条例なし(簡易専用水道等の指導と合わせて実施することが合理的なため、市町村の役割として位置づけ)	変更なし
島根県	現在移譲済みは、各市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町	変更なし	・水道法の規制対象外のため、指導監督としては、飲用井戸等衛生対策要領に基づき市と県(市以外の町村の協力を得て)とが主体となって指導を行っている。 ・飲用井戸等衛生対策要領及び水道事業者の供給規程により、簡易専用水道と同等の維持管理(及び検査)を指導している。	変更なし
岡山県	現在未移譲の市町村 和気町、早島町、里庄町、矢掛町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町、新庄村、西粟倉村 (※上記以外の市町村は権限移譲済み)	変更なし	現在未移譲の市町村 和気町、早島町、里庄町、矢掛町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町、新庄村、西粟倉村 (※上記以外の市町村は権限移譲済み)	変更なし

都道府県	貯水槽水道の指導監督等に関する事務の移譲状況(平成28年3月現在)			
	簡易専用水道		小規模貯水槽	
	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降
広島県	<移譲済市町(14市4町)> 広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 三次市, 庄原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町, 神石高原町 <未移譲町(5町)> 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町	変更なし	<移譲済市町(14市4町)> 広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 三次市, 庄原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町, 神石高原町 <未移譲町(5町)> 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町	変更なし
山口県	すべての市に移譲済み、町は阿武町のみ移譲済	変更なし	すべての市町に権限移譲済	変更なし
徳島県	全市、那賀町、海陽町に移譲済み	変更なし	全市、那賀町、海陽町に移譲済み	変更なし
香川県	全ての市(高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市)に移譲済み 町(村なし)への移譲なし	変更なし	全ての市(高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市)に移譲済み 町(村なし)への移譲なし	変更なし
愛媛県	すべての市町村に移譲済み	変更なし	すべての市町村に移譲済み	変更なし
高知県	全ての市及び津野町に移譲済み	日高村に移譲予定	全ての市及び津野町に移譲済み	日高村に移譲予定
福岡県	全ての市については、移譲済。町村については、未移譲。	変更なし	小規模貯水槽水道の指導監督は県では行っておらず、市町村で行っているかは不明	変更なし

都道府県	貯水槽水道の指導監督等に関する事務の移譲状況(平成28年3月現在)			
	簡易専用水道		小規模貯水槽	
	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降
佐賀県	<p>まず、佐賀県内の市町村の数は下記のとおりである。</p> <p>市:10市(佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市)</p> <p>町:10町(吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町)</p> <p>村:なし</p> <p>○移譲済み 10市(県内全市)</p> <p>○移譲していない 10町(県内全町)</p>	変更なし	<p>○移譲済み 10市(県内全市)</p> <p>○移譲していない ・10町(県内全町)</p>	変更なし
長崎県	平成25年4月に全ての市町に移譲	変更なし	平成25年4月に全ての市町に移譲	変更なし
熊本県	<p>県内全ての市へ権限移譲済み(熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、阿蘇市、宇土市、宇城市、八代市、水俣市、人吉市、天草市、上天草市)</p> <p>町村への移譲なし</p>	変更なし	<p>県内全ての市へ権限移譲済み(熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、阿蘇市、宇土市、宇城市、八代市、水俣市、人吉市、天草市、上天草市)</p> <p>町村への移譲なし</p>	変更なし
大分県	すべての市町村に移譲	変更なし	すべての市町村に移譲	変更なし

都道府県	貯水槽水道の指導監督等に関する事務の移譲状況(平成28年3月現在)			
	簡易専用水道		小規模貯水槽	
	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降	平成28年3月現在	平成28年4月1日以降
宮崎県	<p>全市(9市) (宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市)に移譲済み</p> <p>11町村 (三股町、高原町、国富町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、椎葉村、美郷町、日之影町)に移譲済み</p>	変更なし	<p>全市(9市) (宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市)に移譲済み</p> <p>町村移譲なし</p>	変更なし
鹿児島県	<p>・市につきましては、平成25年4月1日から、「水道法の一部改正」により、市が実施する事務とされたことから、全市が実施している。</p> <p>・町村につきましては、「権限移譲プログラム」の策定により、平成18年4月から意欲のある市町村(当時は市も含む)に対して順次権限移譲を行い、現時点では「県事務処理特例条例」により全町村に移譲されている。</p>	変更なし	<p>・市の指導事務につきましては、「飲用井戸等衛生対策要領」(国通知)が改正されたことから小規模貯水槽については全市が実施している。</p> <p>・町村の小規模貯水槽水道については、県(保健所)で実施している。</p>	変更なし
沖縄県	<p>那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、伊江村、与那原町、粟国村、渡名喜村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町(平成27年4月1日現在)</p> <p>沖縄県では簡易専用水道に係る事務権限を上記一部市町村へ委譲している。</p>	変更なし	「水道法第14条第2項第5号」に基づき各水道事業者で指導等を行っている。	変更なし

平成 27 年度
水道水質管理向上手法に関する調査業務

平成 28 年 3 月

厚生労働省

制作 株式会社 三菱化学テクノロジー